



第三次尾張旭市 緑の基本計画

令和8(2026)年度
～令和17年(2035)年度



はじめに❀❀❀

本市では、都市緑地法に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、平成23（2011）年3月に「尾張旭市緑の基本計画」を策定し、市民や事業者の皆様と協働しながら、緑の保全・創出・活用に取り組んできました。

しかし、計画策定からの15年が経過する中で、人口減少・少子超高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症による行動制限、激甚化する自然災害など、社会情勢や都市環境は大きく変化しました。加えて、SDGsの理念や脱炭素社会の実現に向けた取組が求められる現在、緑地の持続可能な保全・整備、緑化の推進は、都市の質を高める重要な施策となっています。

国においては、令和6（2024）年11月に都市緑地法が改正され、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本方針」が新たに定められました。この方針では、都市の緑地がグリーンインフラとして、良好な都市環境の形成、防災、景観、レクリエーション、生物多様性の保全、そして市民のWell-being（心身の健康と幸福）の向上に資する不可欠な基盤であることが示されています。

本市では、令和6（2024）年3月に「尾張旭市第六次総合計画」を策定し、令和8（2026）年3月には、「第三次尾張旭市都市計画マスタープラン」を策定しました。これらの上位計画との整合を図りながら、令和7（2025）年度末に現行の緑の基本計画の期間の満了を迎えることを踏まえ、今後10年間の本市の緑のあり方を定める「第三次尾張旭市緑の基本計画」を策定しました。

本計画では、国の基本方針やグリーンインフラガイドラインの考え方を踏まえ、緑地や都市公園の多機能性を活かしながら、環境・防災・健康・景観・地域コミュニティなど多様な分野において緑の価値を最大限に引き出すことをめざします。さらに、令和元（2019）年に第70回全国植樹祭を開催した地として、「木に託すもり・まち・人のあす・未来」という全国植樹祭の理念を継承し、緑を育む心を次世代へとつなぐ取組を推進することとしています。

緑は、行政だけで守り育てるものではありません。市民の皆様一人ひとりの関心と参加、地域団体や事業者の皆様との協働によって、緑豊かなまちづくりは実現します。本計画を通じて、次世代に誇れる「公園都市 尾張旭」の実現に向け、今後の取組の方向性を示すことを目的としています。



【目次】

序 章 緑の基本計画について	1
1 緑の基本計画とは	1
2 緑の基本計画の位置付け	1
3 緑とは	2
4 緑のはたらき	3
5 対象区域・目標年次	3
第1章 現状と課題	4
1 達成度検証	4
2 課題	7
第2章 基本理念及び各方針	19
1 基本理念	19
2 緑のまちづくりの基本方針	20
3 緑の配置方針	21
4 緑の将来都市像	22
5 都市公園の整備及び管理の方針	23
6 グリーンインフラの推進に関する方針	28
第3章 数値目標	31
1 緑をまもるための目標	31
2 緑をはぐくむための目標	33
3 緑をいかすための目標	36
第4章 緑地の保全及び緑化推進に関する施策	37
1 施策の体系	37
2 具体的な施策	39
3 重点施策	47
第5章 計画の進行管理方法	54
1 推進体制	54
2 計画の進行管理	55

序章❁ 緑の基本計画について

1 緑の基本計画とは

この計画は、都市緑地法第4条に規定された緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」といいます。）として定めるものです。

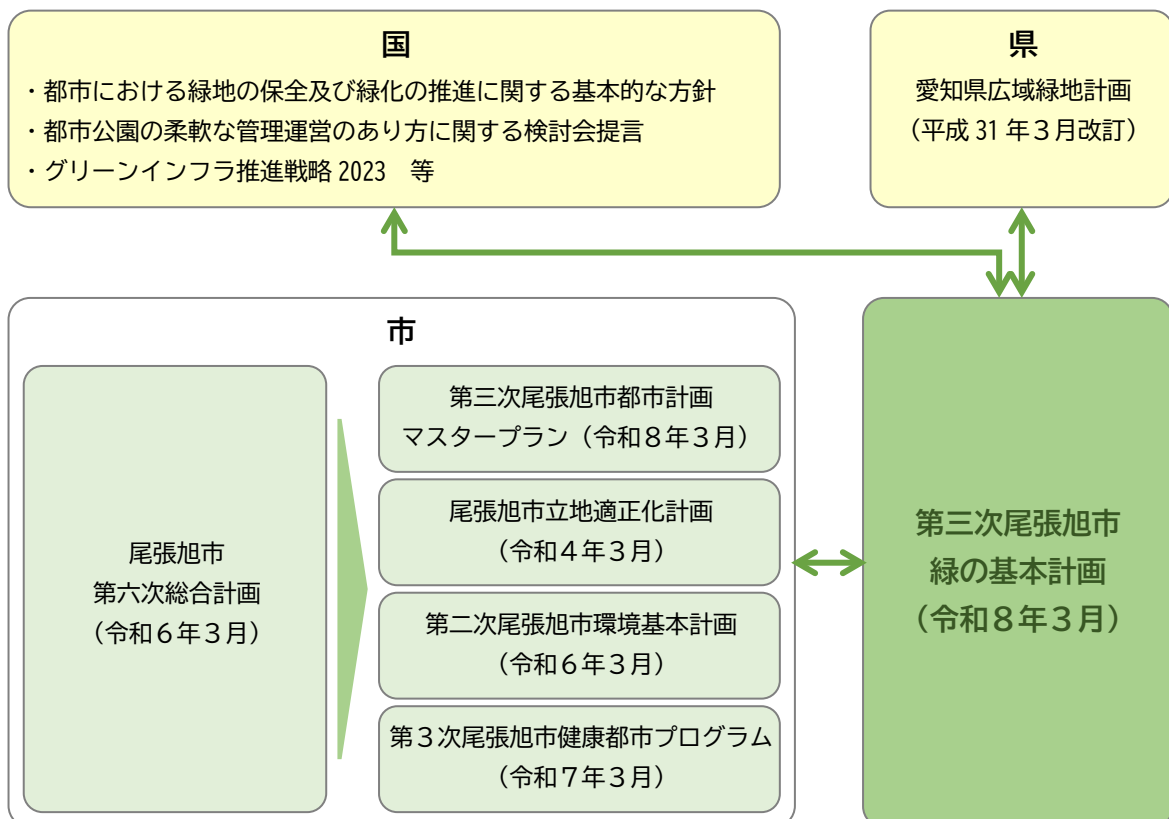
緑の基本計画は、本市の緑の現況や緑が持つ役割、そして社会動向などを踏まえながら、将来の緑のあるべき姿を検討し、それを実現するために、どの場所で、どのように緑を守り育むのかを明らかにし、尾張旭市第六次総合計画で掲げためざすまちの未来像「幸せつむぐ 笑顔あふれる 尾張旭」にふさわしい緑のまちづくりを進めていくための指針となるものです。

また、緑の基本計画の実現にあたっては、市民、事業者、行政が連携し、協働によって緑の保全と創出を図る必要があるため、市民と事業者の理解と主体的な取組を働きかける役割も担っています。

2 緑の基本計画の位置付け

緑の基本計画は、本市の長期的なまちづくりの方向を示す基本となる「尾張旭市第六次総合計画」や、本市の定める都市計画の指針となる「第三次尾張旭市都市計画マスタープラン」、「尾張旭市立地適正化計画」、そして本市の環境に関する総合的な取組を示した「第二次尾張旭市環境基本計画」を上位計画としています。

また、都市そのものを健康にしようとする「尾張旭市健康都市プログラム」や「愛知県広域緑地計画」、その他関連計画とも整合を図ることとしています。



図序-1 緑の基本計画の位置付け

3 緑とは

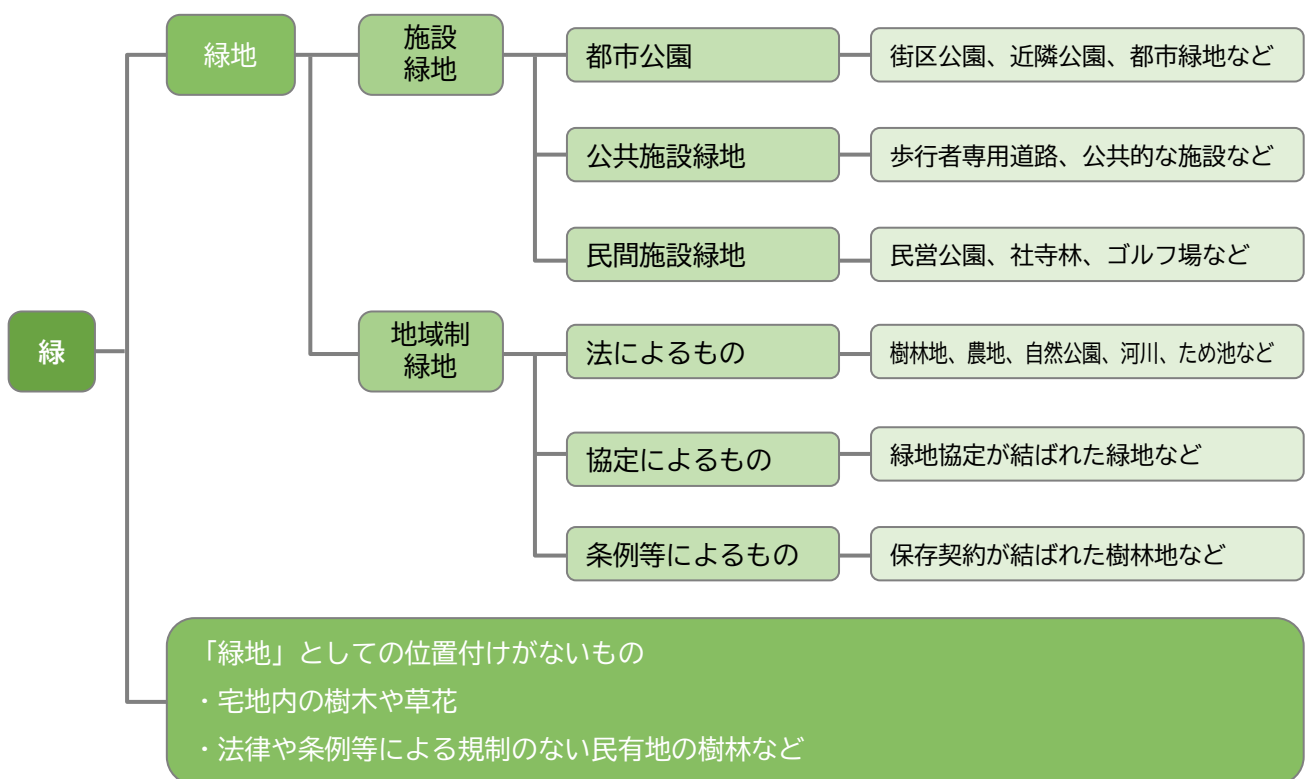
緑の基本計画で対象とする緑や緑地を、次のとおり定義します。

■「緑」とは

水面や水辺（河川、ため池）、農地（田、畑）、樹林地、草地、公園緑地、街路樹、施設の緑（公共の緑、民有の緑）を指します。

■「緑地」とは

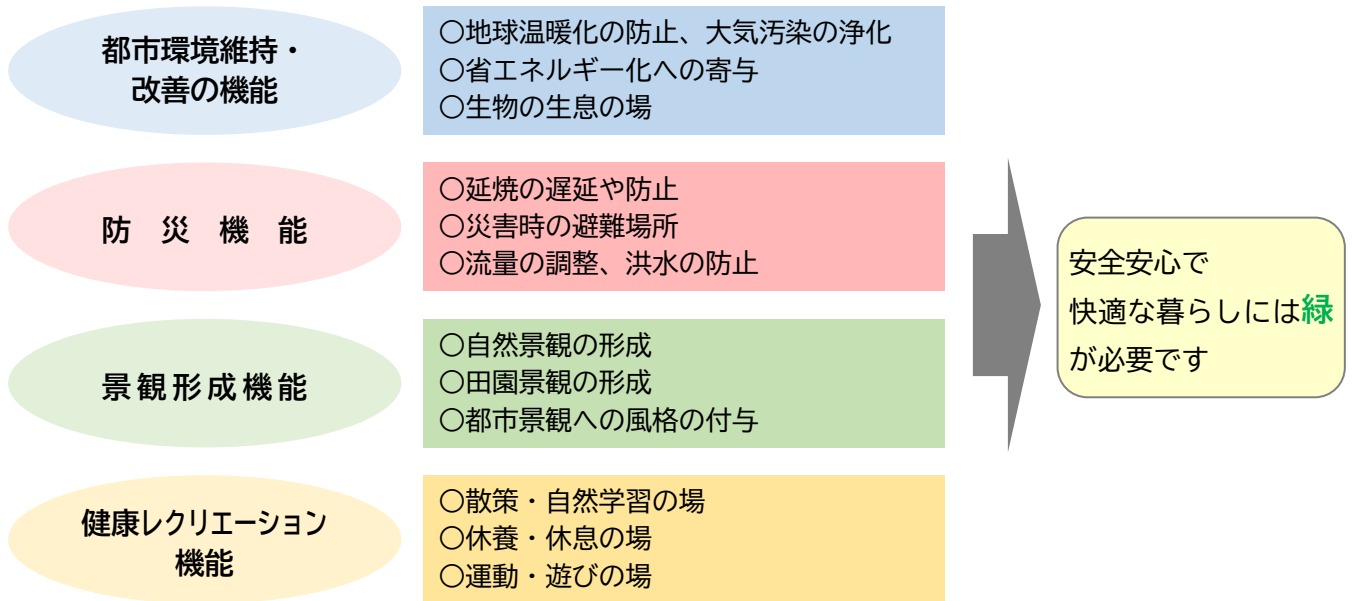
樹林地、草地、水辺などのうち、公園や広場など、一般に利用できる施設として確保されている土地の区域（施設緑地）や法律、条例等に基づく制度によって、土地利用や開発などが制限されている土地の区域（地域制緑地）を指します。



図序-2 緑と緑地の区分

4 緑のはたらき

緑のはたらきには、主に次のような機能があります。



図序-3 緑のはたらき

5 対象区域・目標年次

緑の基本計画の対象区域は、尾張旭市全域とします。

また、「第三次尾張旭市都市計画マスタープラン」との整合を図り、令和8（2026）年度を初年度として、令和17（2035）年度を目標年次とします。中間年次には、必要に応じて、見直しを図ります。

第1章❁ 現状と課題

1 達成度検証

(1) 目標達成状況

前計画の目標の達成状況を以下のとおり確認し、検証しました。

表1-1 目標達成状況

目標内容	目標（値）	実績（値）			目標達成
	期末 (令和7年度)	当初 (平成20年度)	中間 (令和元年度)	令和7年度	
一人当たりの都市公園面積 (市街化区域内)	5.6㎡/人	5.3㎡/人	5.5㎡/人	5.5㎡/人	×
一人当たりの都市公園面積 (都市計画区域内(市全域))	9.7㎡/人	9.1㎡/人	9.5㎡/人	9.5㎡/人	×
市民満足度の目標水準 市民が「緑・水に親しめる場所がある」と思う割合	85%以上	85%	85%	(設問無し)	—
緑に親しめる場所・空間に満足している割合			51.1%	59.1%*	◎
緑に親しめる場所・空間に不満ではない人の割合			90.4%	94.6%*	◎
(目標) 自ら緑を育成している市民の割合	65%	53%	52%	45.1%*	×
(目標) 尾張旭駅周辺の緑被率の向上	15%	12%	11%	11%	×
(目標) 「矢田川散歩道」「山辺の散歩道」を利用したことがある市民の割合	40%	19%	39%	42%*	◎

※の数値は令和5年度尾張旭市まちづくりアンケートによるものです。

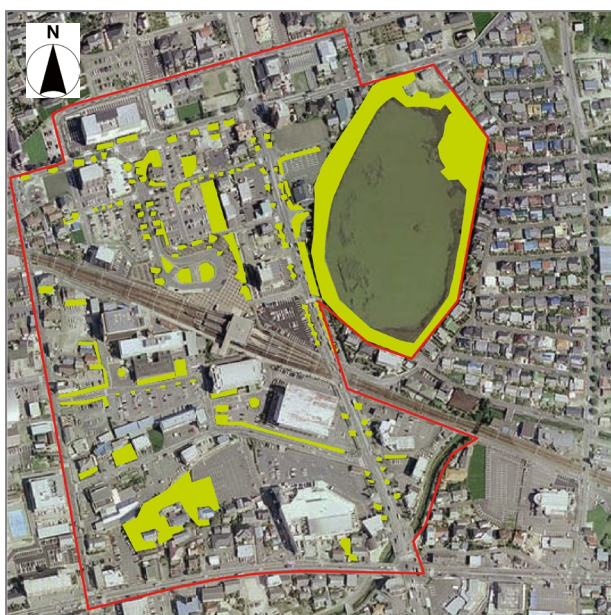
- ・一人当たりの都市公園面積は、市街化区域内、都市計画区域内ともに目標数値を達成しませんでした。
- ・市民が「緑・水に親しめる場所がある」と思う割合については、令和5（2023）年度のアンケートでは設問が無くなっていますが、緑に親しめる場所・空間に満足している割合及び緑に親しめる場所・空間に不満ではない人の割合は、令和元（2019）年度より増加しました。
- ・自ら緑を育成している市民の割合は、中間年次よりも約4ポイント減少し、目標数値を達成しませんでした。（45.1%）

- ・令和5（2023）年度の航空写真から尾張旭駅周辺の緑被率の割合は、目標数値には達していないものの、中間年次の緑被率を維持しています。（11%）
- ・「矢田川散歩道」「山辺の散歩道」を利用したことがある市民の割合は、中間年次よりも3ポイント増加し、目標数値を達成しました。（42%）

尾張旭駅周辺緑化重点地区 緑被率

平成22年度

区域面積：約19.4ha
 緑被地面積：約2.41ha
 緑被率：約12%
 ※平成15年の航空写真をもとに修正し、緑被率を抽出



令和元年度

区域面積：約19.4ha
 緑被地面積：約2.10ha
 緑被率：約11%
 ※平成30年の航空写真をもとに修正し、緑被率を抽出



令和7年度

区域面積：約19.4ha
 緑被地面積：約2.07ha
 緑被率：約11%
 ※令和5年の航空写真をもとに修正し、緑被率を抽出



図1-1 駅周辺緑化重点地区の緑被率

(2) 施策の進捗状況

前計画に記載の施策について各課に状況を調査したところ、緑のまちづくり施策および緑化重点地区施策については、いずれも約80%が現在進行中または継続的に取り組まれており、緑化の推進が図られています。一方で、緑のまちづくり施策の約15%、緑化重点地区施策の約14%が未実施となっています。

実施に向けては、予算の確保、方針の整理、地域への周知、必要性の再検討、関係者との調整などの課題が残されており、一部の施策は未着手の状況にあります。

表1-2 施策の進捗状況

進捗状況	施策数	A	B	C	D	E
緑のまちづくりの施策	99	3	78	0	15	3
	割合	3.0%	78.8%	0.0%	15.2%	3.0%
緑化重点地区の施策	35	1	27	0	5	2
	割合	2.9%	77.1%	0.0%	14.3%	5.7%
緑のまちづくりの施策及び緑化重点地区の施策	134	4	105	0	20	5
	割合	3.0%	78.4%	0.0%	14.9%	3.7%

A：完了、B：実施中、C：未実施だが実施を検討中、D：未実施、E：担当課の事業でないと判断
 施策数は各課の対象となる施策の合計としていますので、一つの施策でも複数の課が担当する場合は複数個で計上しています。

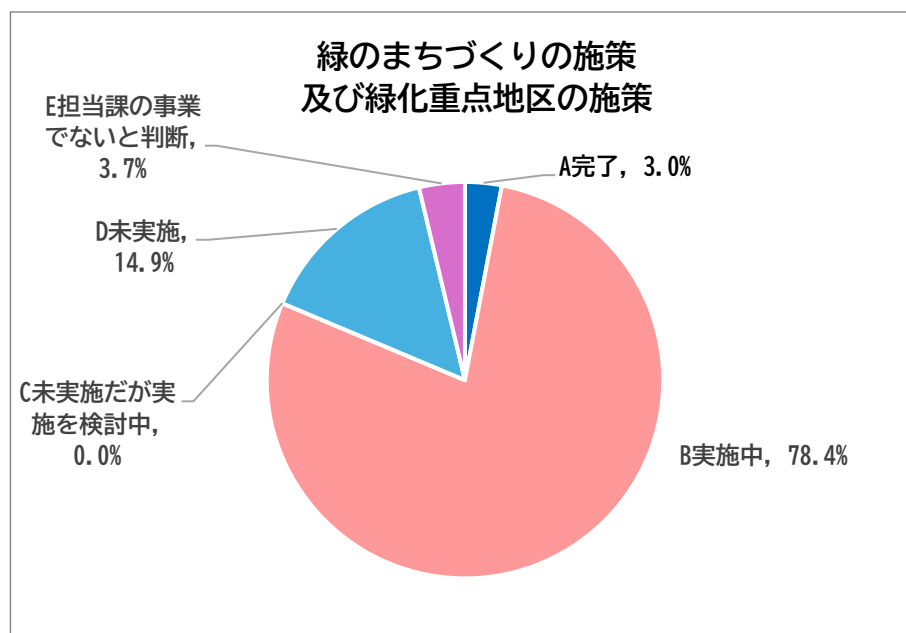


図1-2 施策の進捗状況の割合

2 課題

前計画では、市民・事業者・行政が協働してまちづくりを推進し、計画に掲げた施策の多くを実施してきました。これらの達成度検証の結果を踏まえ、本市の現状を「強み」と「弱み」の観点から整理し、緑の機能及び公園に関わる課題を明らかにします。

(1) 緑の機能に関わる課題

①都市環境維持及び改善の機能

【強み】

- ・北部丘陵地や社寺林、まとまった農地、矢田川やため池などの水と緑が地表面温度の抑制に寄与しています。
- ・北部丘陵地や街路樹などの樹木が二酸化炭素吸収源として寄与しています。

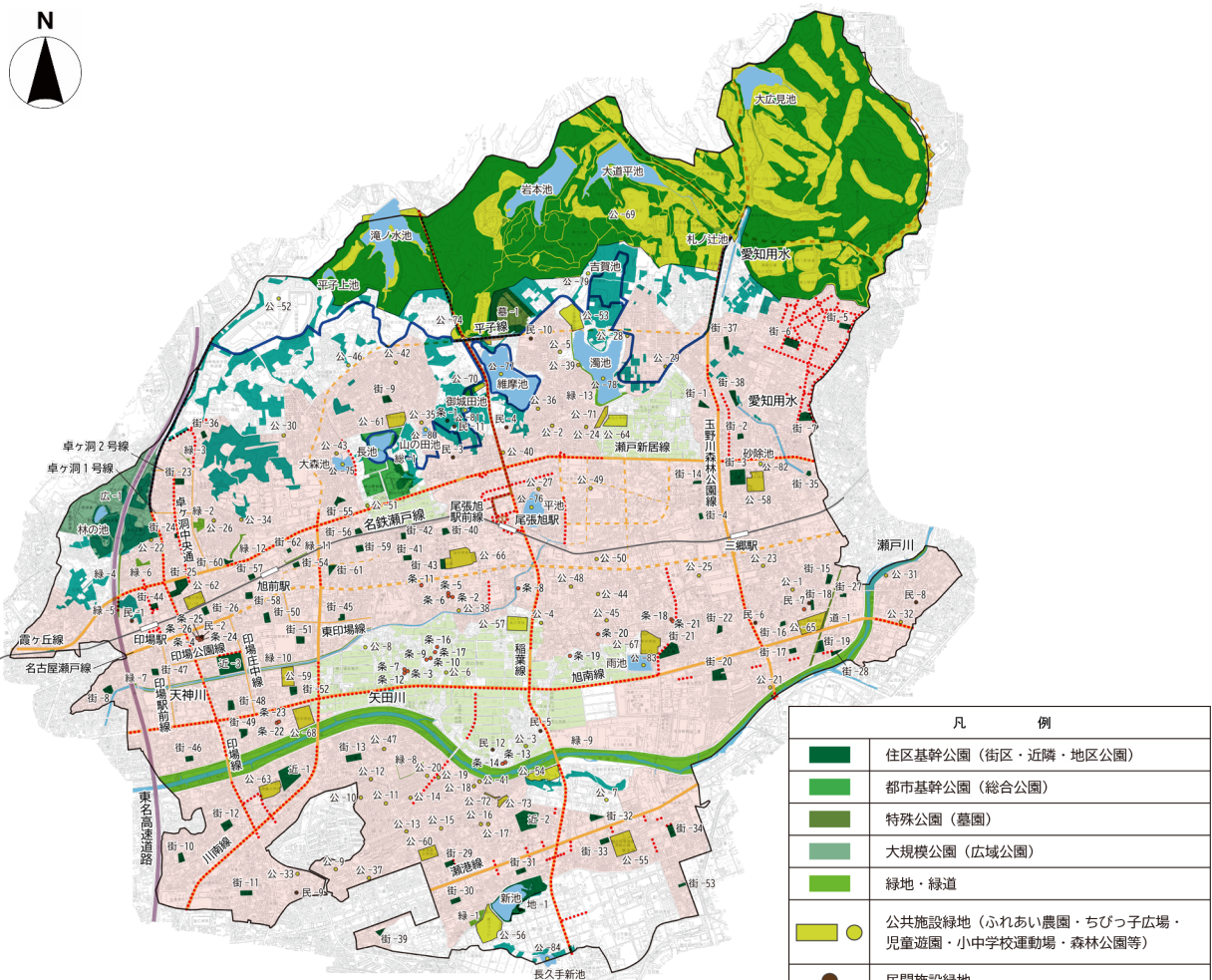


図 1-3 緑地現況図

・北部丘陵地や矢田川、ため池などが生物多様性の維持に寄与しています。



図 1-4 市内の特筆すべき自然（資料：尾張旭市自然環境基礎調査（令和5年））

【弱み】

・農地が減少傾向にあり、平成 30（2018）年以降 7 年間で 35ha が転用されています。

表 1-3 農地転用面積の推移（単位：ha）

	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	合計	平均
農地転用面積 (ha)	5.1	3.7	8.2	4.8	4.4	5.3	3.6	35.1	5.0

（資料：市統計）

・平成12(2000)年から令和5(2023)年にかけて、北部丘陵地の一部などで竹林が拡大し、在来種の生育環境の悪化や、生態系への影響など質の低下が懸念されます。

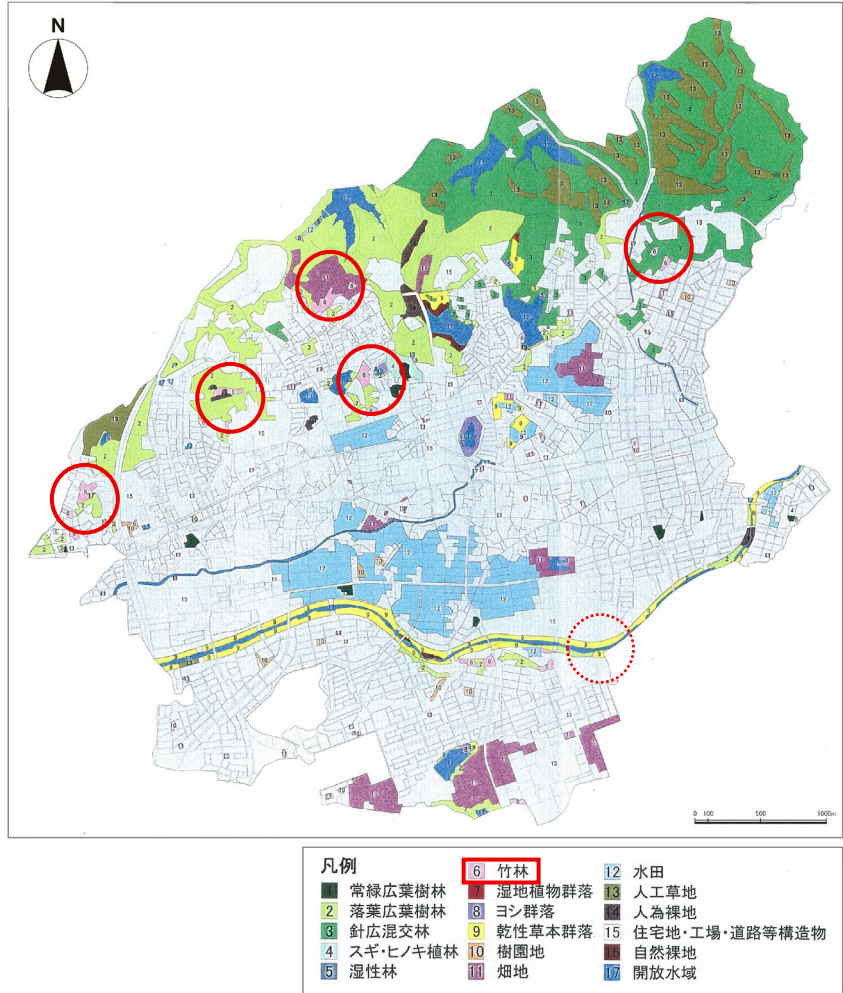


図 1-5 植生図 (資料：尾張旭市自然環境基礎調査 (平成 12 年))

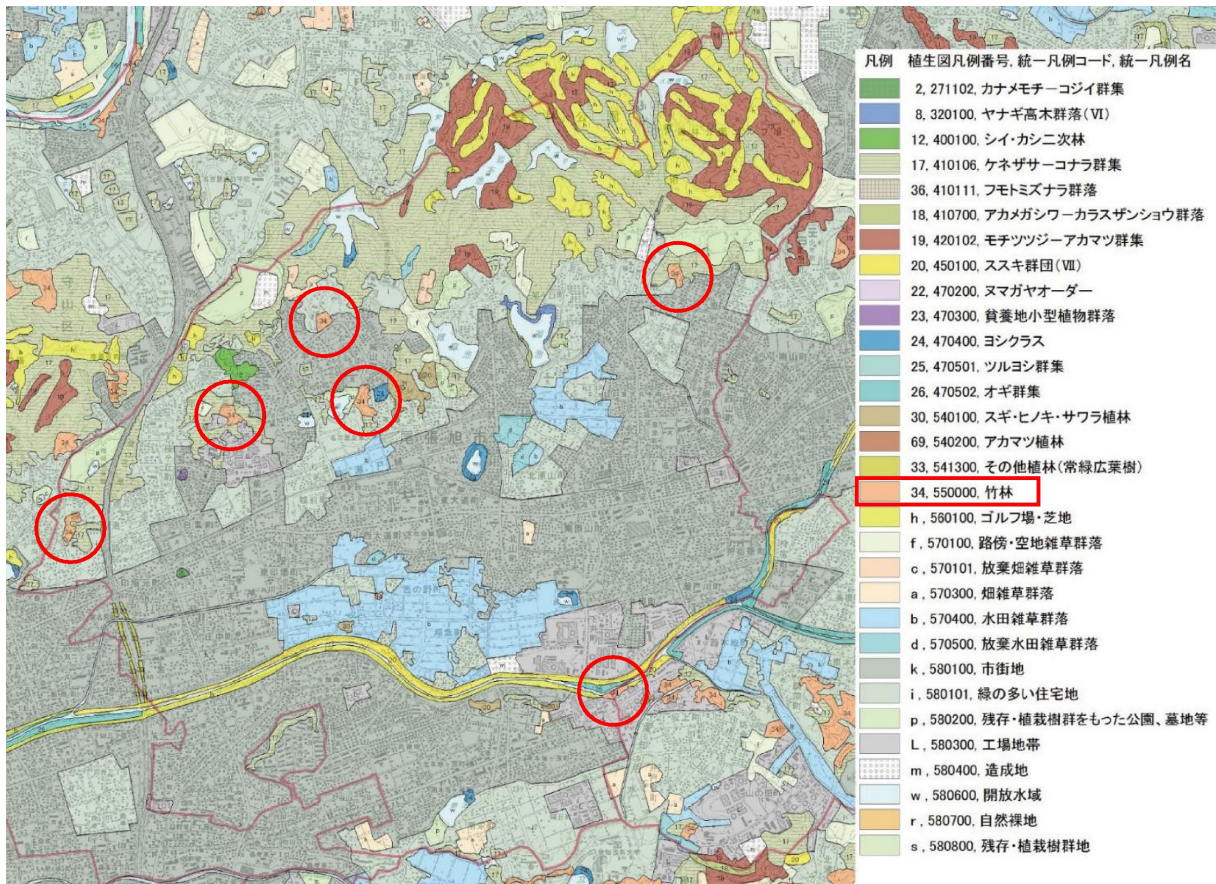


図 1-6 植生図 (資料：尾張旭市自然環境基礎調査 (令和 5 年))

- ・都市内の貴重な緑地である生産緑地が減少しています。

表 1-4 生産緑地箇所数及び面積の推移（単位：箇所・ha）

	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	平成 30 年度と 令和7年度の差
生産緑地箇所 (箇所)	42	41	40	38	38	31	27	26	-16
面積 (ha)	5	5	4	4	4	3	3	3	-2

- ・猛暑日が増加し、夏季の気温の上昇による植樹木の枯れなどが見られます。

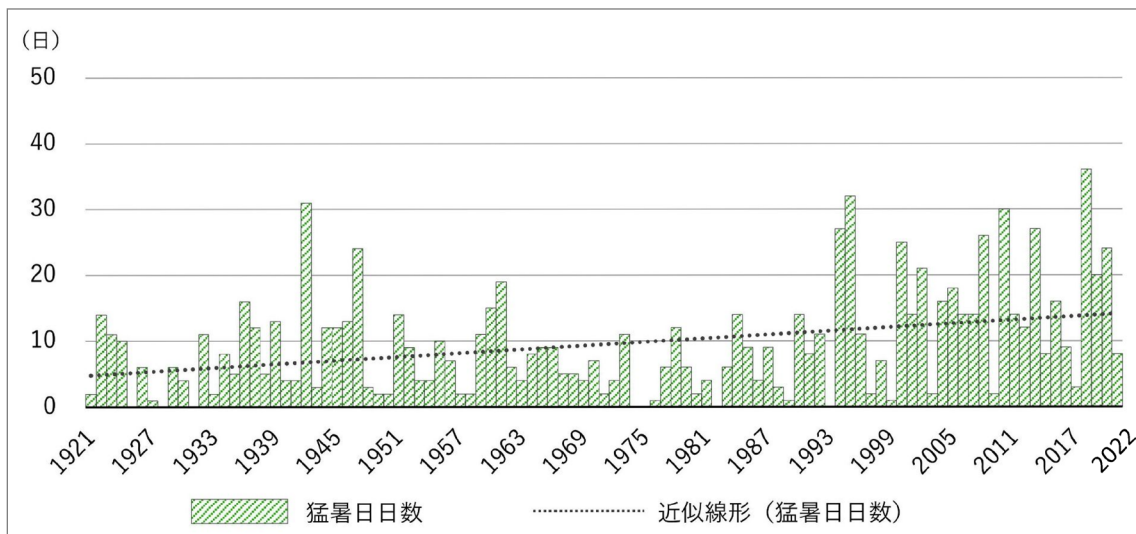


図 1-7 年間当たり猛暑日日数の推移（資料：名古屋地方気象台）

【課題】

- ・二酸化炭素吸収能力の維持、地表面温度の上昇抑制、生物多様性の確保や生態系ネットワークの維持のために、北部丘陵地や社寺林、農地、河川やため池の緑の保全が課題です。
- ・社寺林や農地、工場の外構緑地などの民有地の緑の保全を図るために、市民や事業者への緑に関わる情報発信や意識啓発などを行いながら、当事者だけでなく市民や行政と協働で進めていくことが課題です。
- ・都市内の貴重な緑地として生産緑地を保全することが課題です。

②防災機能

【強み】

- ・市北部に本市の約 15% を占める緑豊かな森林公園、市中央部南側にまとまりのある優良農地があります。(P7 図 1-3 参照)
- ・地震災害において一時的に安全を確保するための避難場所として 93 箇所の公園や広場など 22.56ha (収容人員 64,450 人) を指定しています。

表 1-5 地震災害の一時避難場所 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

	箇所数	面積 (㎡)	収容人員(人)
公園	63	196,100	55,200
集会所	5	3,200	880
駐車場	5	6,100	1,970
ちびっ子広場	20	20,200	6,400
計	93	225,600	64,450

【弱み】

- ・雨水の一時貯留や遊水機能を持つ樹林地の減少や農地の転用が進んでいます。(P8 表 1-3 参照)
- ・猛暑日が増加し、夏季の気温が上昇しています。(P10 図 1-7 参照)

【課題】

- ・緑が持つ雨水の一時貯留や遊水機能を持つ農地や樹林地を保全することが課題です。
- ・猛暑日の増加に伴う夏季の気温状況への対応を含む気候変動適応対策として、緑地の保全や緑化の推進が課題です。
- ・グリーンインフラをストックとして活かす視点から、雨水の流出抑制対策として調整池やため池の貯水等機能の維持確保することが課題です。

③景観形成機能

【強み】

- ・面的な景観として北部丘陵地、田園地域が代表的です。
- ・線的な景観として矢田川、シンボルロード、山辺の散歩道が代表的です。
- ・ポイントとなる景観として維摩池や長池などのため池や吉賀池湿地などがあります。

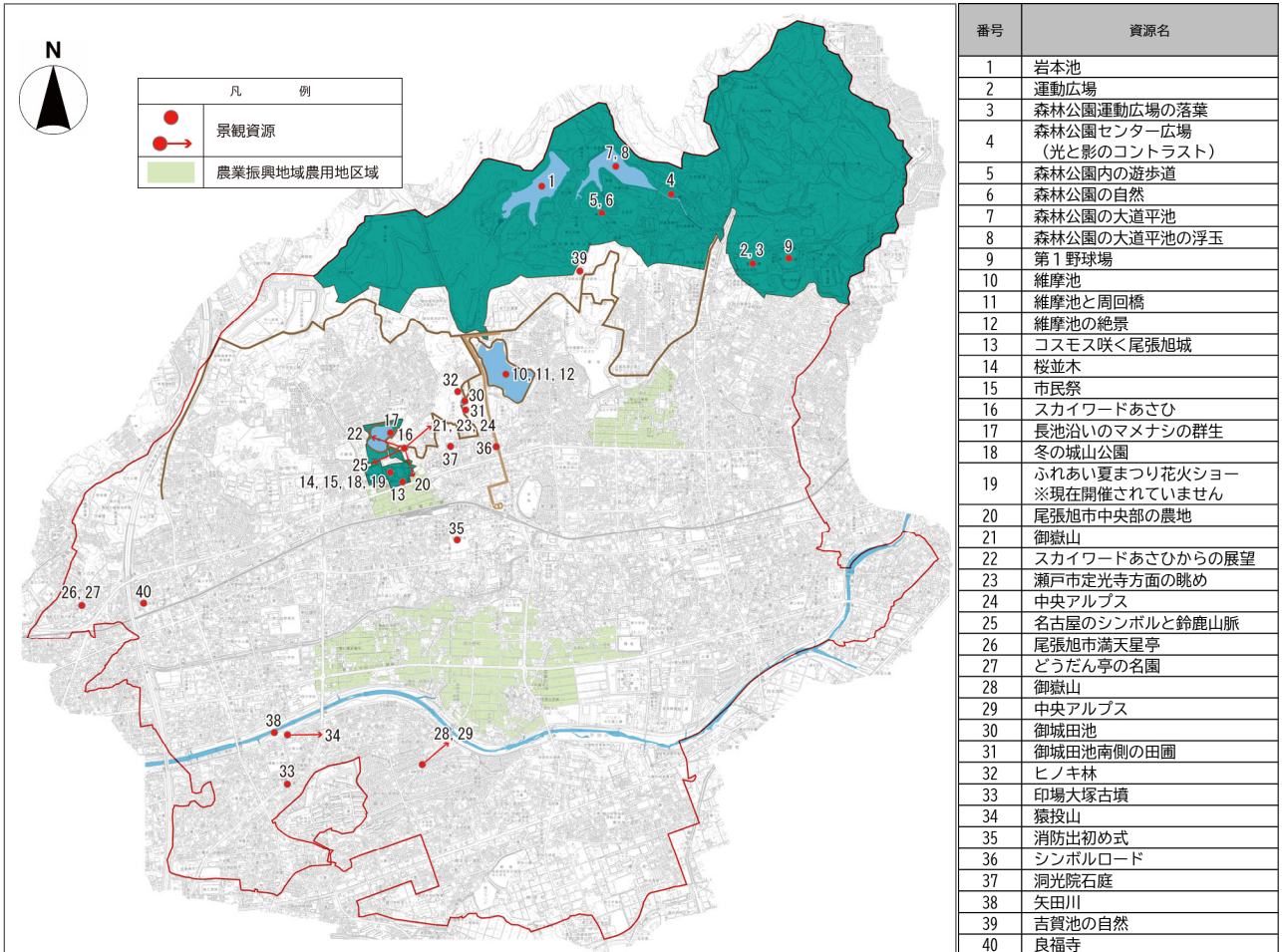


図 1-8 景観資源分布図

【弱み】

- ・竹林の拡大により雑木林や人工林などの多様な景観が失われ、単調な竹林の緑が増加しています。また、管理されていない竹藪は景観的にも閉鎖的な印象を周辺に与え、緑の質の低下を印象付けます。(P9 図 1-5, 1-6 参照)
- ・農地については減少傾向が続いています。(P8 表 1-3 参照)

【課題】

- ・北部丘陵地や田園などの豊かな緑の景観保全と併せて、適切な維持管理による緑の質の向上が課題です。
- ・連続的な緑を創出する街路樹や公園の緑については四季を感じさせてくれる緑であり、適正な維持管理や配置を工夫することが課題です。
- ・市街地や公園などに近接するようなため池の中で、公園や緑地として整備されていないものについては、防災性や景観、生物多様性などに配慮して安全に利用できるように公園や緑地として整備することが課題です。

④健康・レクリエーション機能

【強み】

- ・森林公園はレクリエーションやウォーキングなど多様なニーズに対応しています。
- ・矢田川散歩道や、山辺の散歩道、多くのウォーキングコースなどの健康都市にふさわしい水と緑のネットワークが形成されています。
- ・長池や大森池、維摩池などは散策路があります。



図 1-9 ウォーキングガイド A-map (一部加筆)

【弱み】

- ・矢田川散歩道、山辺の散歩道は市の東西に伸びており、これらを南北でつなげるネットワークが不足しています。

【課題】

- ・東西に伸びる矢田川散歩道と山辺の散歩道を南北方向でつなぎ、ネットワーク化し回遊性を高めることが課題です。
- ・市街地を東西に伸びる天神川沿いの散策路が部分的に未整備のため、矢田川散歩道と山辺の散歩道の間を補完し、街なかの散歩道として再整備することが課題です。

(2) 公園に関わる課題

【強み】

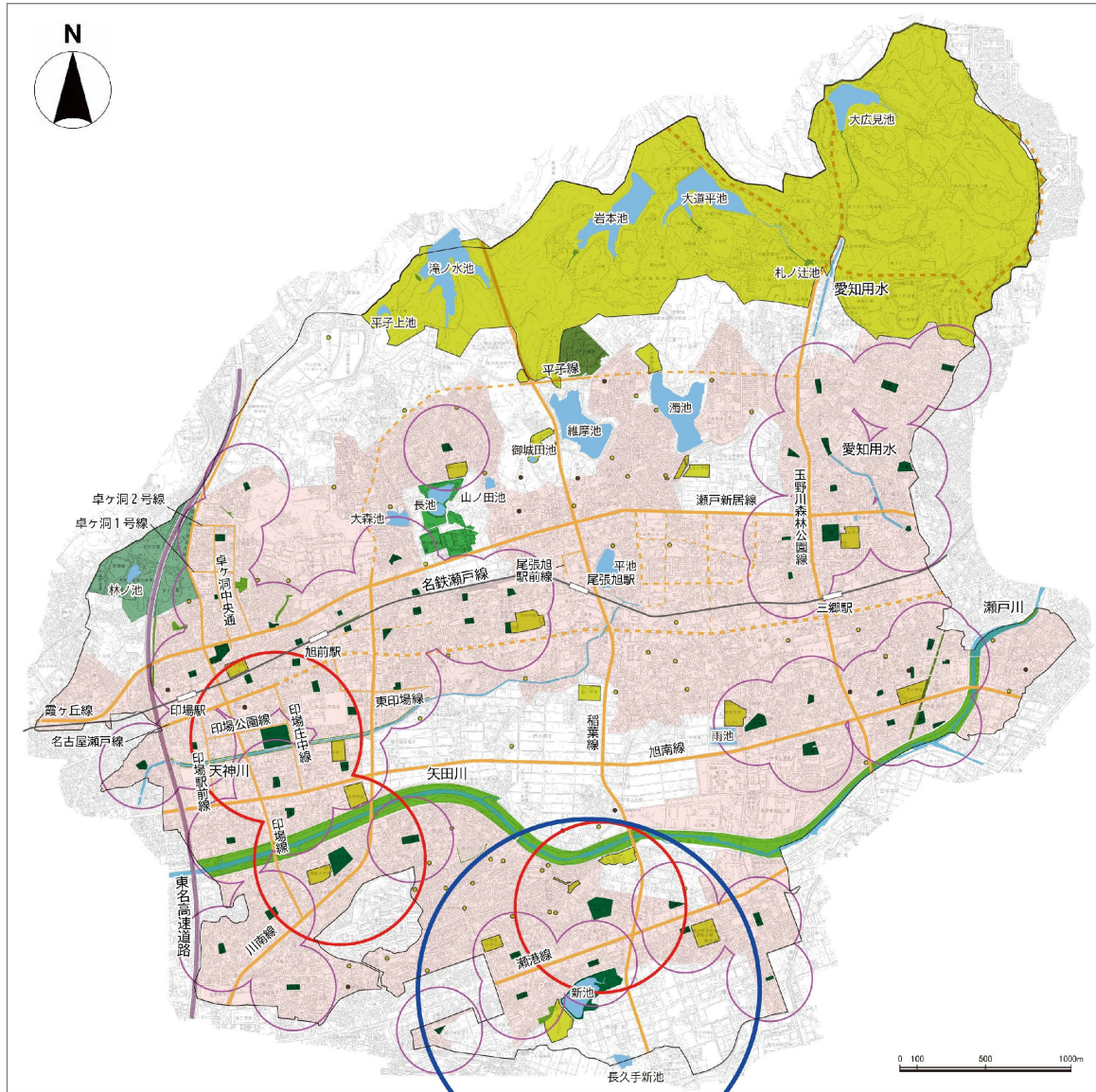
- ・本市においては1人当たりの都市公園面積は市街化区域では約5.5㎡、都市計画区域では約9.5㎡となっており、国の標準を都市計画区域で若干下回っていますが概ね達成しています。

国の標準値：市街化区域内1人当たり5㎡、都市計画区域内1人当たり10㎡

表1-6 都市公園の整備状況（令和7年）

		市街化区域		都市計画区域		
		整備量		整備量		
		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	
	街区公園	62	15.34	62	15.34	
	近隣公園	3	4.70	3	4.70	
	地区公園			1	4.90	
	総合公園			1	9.50	
	運動公園			0	0.00	
	住区基幹公園計	65	20.04	67	34.44	
	特殊公園	歴史公園			0	0.00
		墓園			1	6.54
	広場公園			0	0.00	
	広域公園	1	19.39	1	19.39	
	都市緑地	12	2.71	13	18.63	
	緑道	1	0.48	1	0.48	
都市公園計	79	42.62	83	79.48		
人口当たり面積 (㎡/人)		5.46		9.50		
※人口令和7年9月末 83,646人 都市計画区域面積2,103ha 市街化区域面積1,180ha 市街化区域人口比率93.4%で市街化区域人口を算出 $83,646 \times 0.934 = 78,125$ 人						

- ・区画整理事業などが行われなかった区域で都市公園が不足している区域がありますが、そういった区域でも、ちびっ子広場や児童遊園などが配置されており、これらが身近な遊び場として利用されていると考えられます。



凡		例	
	住区基幹公園（街区・近隣・地区公園）		民間施設緑地
	都市基幹公園（総合公園）		街区公園誘致圏（半径250m）
	特殊公園（墓園）		近隣公園誘致圏（半径500m）
	大規模公園（広域公園）		地区公園誘致圏（半径1km）
	緑地・緑道		市街化区域
	公共施設緑地（ふれあい農園・ちびっ子広場・児童遊園・小中学校運動場・森林公園等）		河川・水路・ため池

図 1-10 都市公園の整備状況と市街化区域内の誘致圏域

- ・都市公園や都市緑地、ちびっ子広場などの約 9 割で自治会、町内会、有志の方々などによる公園愛護会の取組が行われています。

表 1-7 公園愛護会により管理されている公園などの割合（令和 7 年 4 月）

	総数（箇所）	公園愛護会が管理している箇所数	公園愛護会により管理されている割合
公園・緑地・ちびっ子広場など	124	113	91%

【弱み】

- ・公園愛護会へのアンケート結果からメンバーの高齢化やメンバー不足、夏季の活動が猛暑のために困難といった課題が出ています。

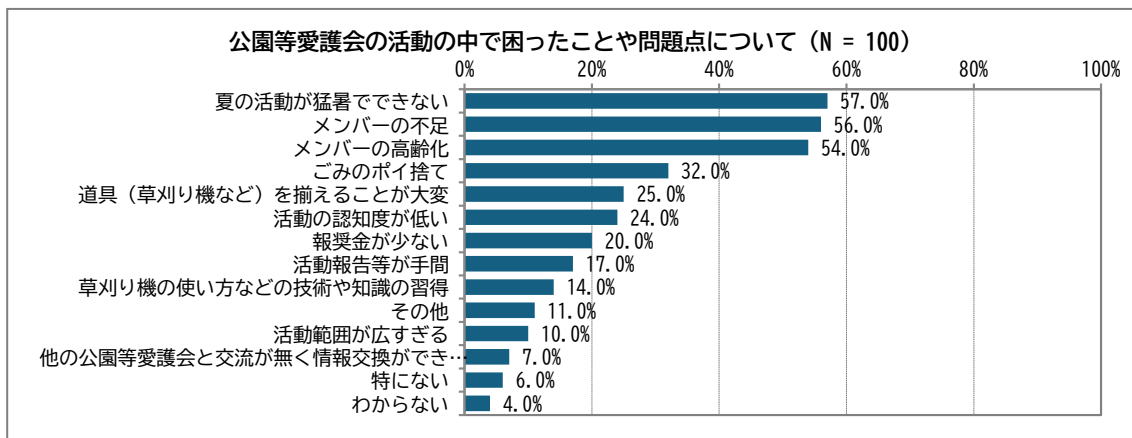


図1-11 公園等愛護会の活動の中で困ったことや問題点について

- ・平成30（2018）年度以降、樹木の成長に伴う剪定作業の増加に加え、遊具などの施設の老朽化が進行しており、公園等の維持管理に係る業務量は年々増加しています。

表1-8 公園などの維持管理費（予算状況）（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持管理費	97,607	104,549	110,691	117,944	110,515	114,047	137,890

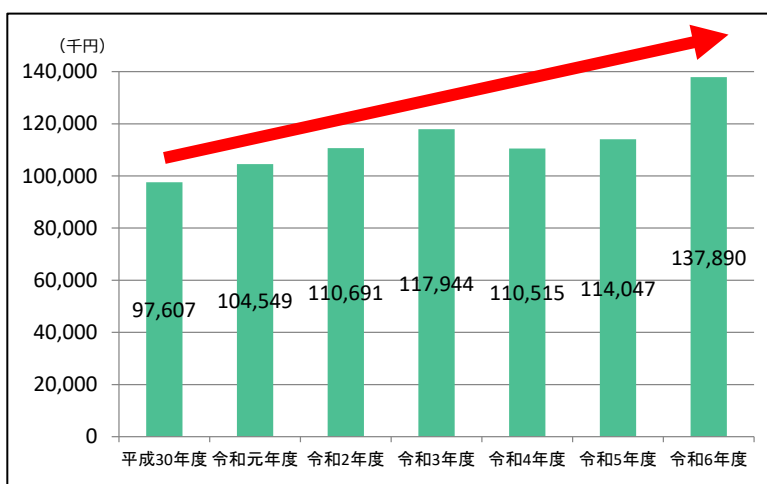


図1-12 公園などの維持管理費（予算状況）（単位：千円）

- ・令和5（2023）年度に行った尾張旭市こども計画策定のためのアンケートでは、「親子で、遊んだり、くつろいだりする場」「家の近くで安心して遊べる場の充実」「子どもの居場所づくり」など、子どもの遊び場づくりへの要望が高くなっています。

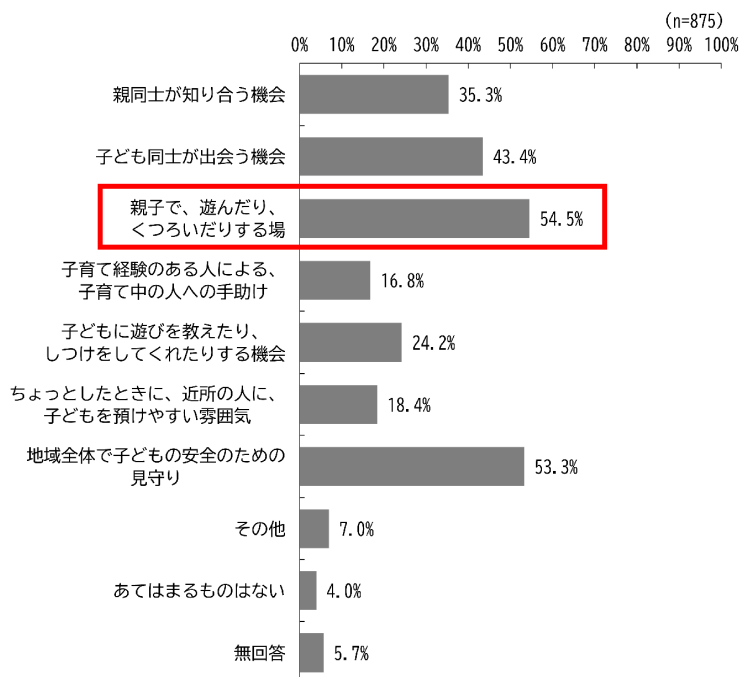


図1-13 子どもを育てていく上で、身近な地域で、どのような支援が充実するとよいか

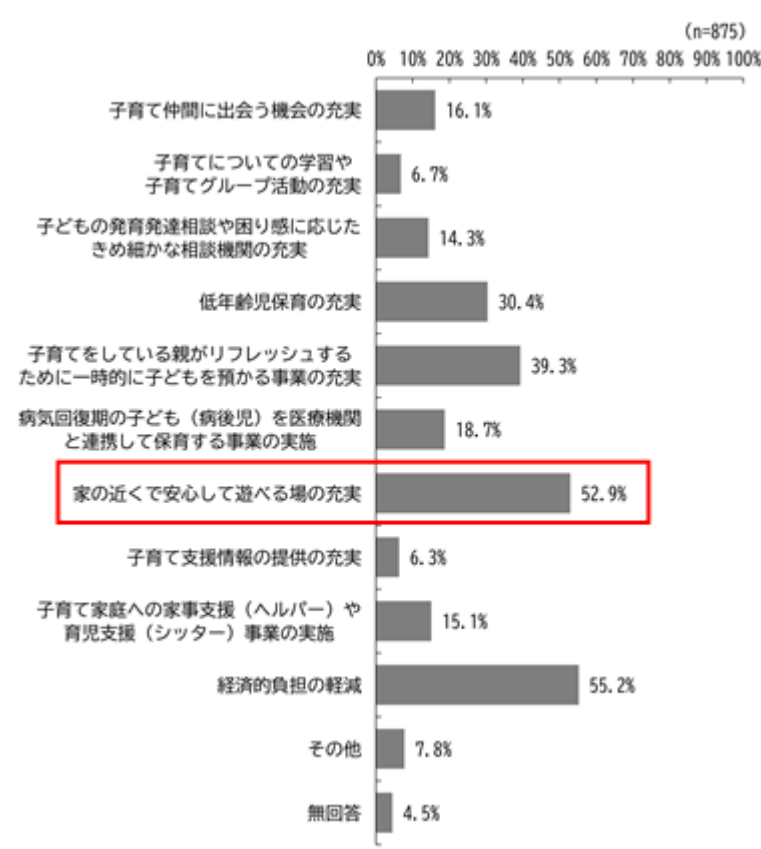


図1-14 今後、市は、子育て支援について、どのような取組を充実させる必要があるか

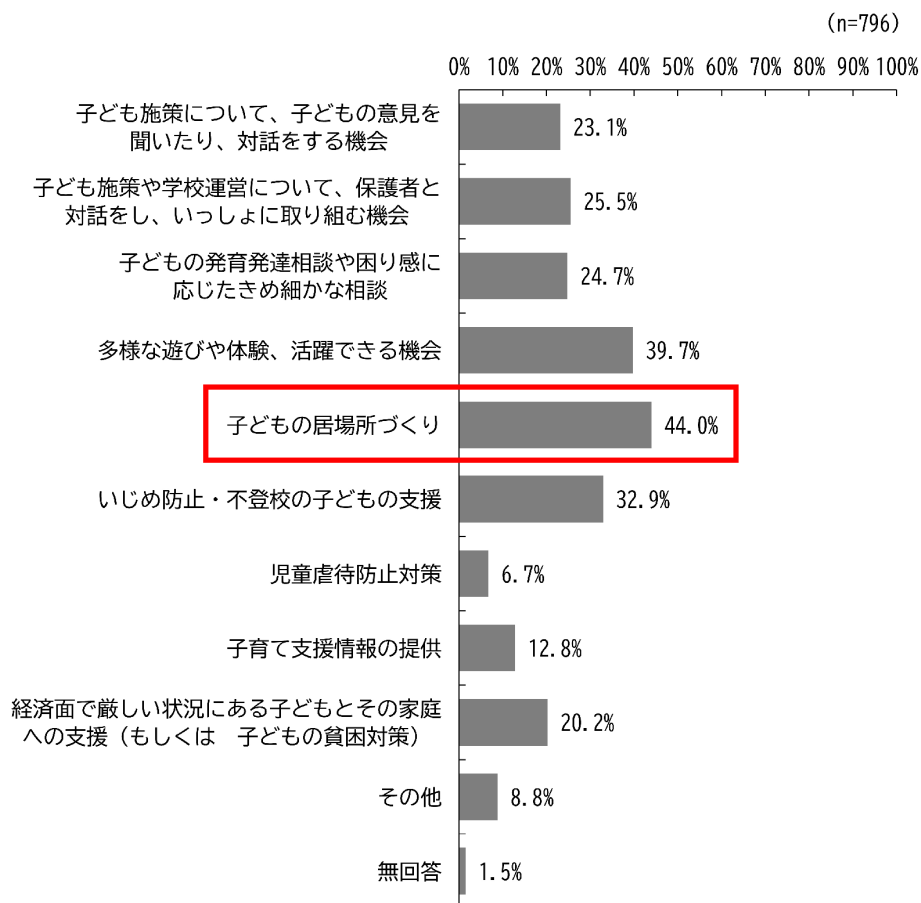


図 1-15 今後、市は、子育て支援について、どのような取組を充実させる必要があるか

【課題】

- ・公園愛護会の会員の高齢化、担い手不足、猛暑などにより、活動が困難になってきていることから、活動の支援などの検討が課題です。
- ・公園樹木が巨木化、老木化しているため、見通しの障害、通行の支障、倒木・落葉の発生、景観の悪化などが増加しており、これらに対する維持管理方法の検討が課題です。
- ・整備してから40年が経過した公園が多く、施設の老朽化が著しいため、地域のニーズに合わせたりリニューアルや施設を更新することが課題です。

第2章❖ 基本理念及び各方針

前章の課題を整理した結果、緑の保全・推進や適切な維持管理による緑の質の向上及び緑に親しめる環境づくりを行うなど、緑が持つ多様な機能を高めるとともに、公園の魅力向上のため、愛護会活動を支援することが重要であることが分かりました。

しかしながら、人口減少・少子超高齢化の進行による緑の担い手不足や公園施設の老朽化に伴う維持管理の負担増大が懸念され、その実現のためには、これまで以上に市民、市民団体、民間事業者、行政の連携した取組が必要となってきます。

「尾張旭市第六次総合計画」では、めざすまちの未来像を「幸せつむぐ 笑顔あふれる 尾張旭」としています。また、「第三次尾張旭市都市計画マスタープラン」では、まちづくりの理念を「ともにつむぐ 笑顔あふれる 公園都市」とし、緑豊かで美しく、人と人のつながりから生まれる幸福感によって、笑顔があふれる、公園のような都市の実現をめざしています。

本計画では、前章までの結果や上位関連計画との整合を図り、将来にわたり持続的に緑を守り育てるため、次のとおり基本理念を定めました。

1 基本理念

緑でつなぐ 笑顔あふれる 公園都市

身近な緑の空間を丁寧に整え、活かすことで、**人と人のつながり**が自然と生まれ、緑がまちの景観を彩るだけでなく、人々の心にやすらぎと喜びを届け、**笑顔があふれる**ような、心豊かな**公園都市**を育てていくことをめざします。

公園や緑道、街路樹などの緑は、美しい都市景観を創出し、そこに集う人々のふれあいや、日々の暮らしの中で感じるやすらぎを生み出す場として機能します。

市民が緑のある場所で安心して過ごしながらか、自然とふれあい、交流が生まれることで、まちには笑顔が広がり、地域の絆が育まれていきます。

この基本理念に基づき、地域に根差した価値ある空間として、緑を守り、育て、活かしていくことを通じて、尾張旭らしい公園都市の姿を描いていきます。



2 緑のまちづくりの基本方針

基本理念を実現するため、緑のまちづくりの方向性として3つの基本方針を定めます。

これらの基本方針に基づいて、緑が持つ多様な機能を活用した様々な取組を展開していきます。



緑のまちづくりの基本方針

保全

■緑をまもる

- ・都市環境の負荷の軽減や生物多様性の保全など、多様な機能を有しているため、北部丘陵地や矢田川などの広域な緑を守り、次世代へつないでいきます。
- ・身の回りの公園や社寺などの身近な緑は、安全で快適な暮らしを過ごすため守ります。

育成

■緑をはぐくむ

- ・地域の特色や利用状況などに合わせた公園の整備、改修を進めるとともに、街路樹や公園樹木の適正な管理*を行い、安全安心で質の高い快適な緑を創出します。
- ・日々の暮らしの中で、緑に触れ、緑に関わる機会を創出します。
- ・令和元（2019）年に本市で開催された全国植樹祭の理念を継承し、緑を育む心を次世代へつないでいきます。

※ 適正な管理とは、越境枝処理、病虫害の防除、樹形の維持、植栽密度の確保などを継続的に
行い、樹木の健全性と安全性、景観機能を保つための管理行為のこと

活用

■緑をいかす











- ・自然環境や農地などの緑を活かし、暮らしの質を高めます。
- ・公園が地域のにぎわいの場、憩いの場として活用できるよう公園の魅力を向上させます。



3 緑の配置方針

緑の将来都市像の実現に向けて、市内の緑を保全するとともに、緑豊かなまちづくりを実現していくため、緑の連続性を図るという観点から緑の配置方針を設定します。

表 2-1 緑の配置方針

名 称	配置の方針	凡 例
緑の環境軸	北部丘陵地及び矢田川は、尾張旭市内だけでなく隣接する市町にとっても重要な緑であり、広域の環境軸として位置付けます。	
北部丘陵地	北部丘陵地は、森林公園をはじめとして多様な機能を有する重要な緑であり、また、生物多様性の観点からも生態系ネットワークの大拠点として位置付けされるエリアです。	
緑の拠点	小幡緑地、城山公園、新池公園は、水と緑が楽しめる特徴的な公園であり、自然の保全と積極的な活用を推進する広域の緑の拠点とします。	
水の拠点	尾張旭市特有のため池は、生態系ネットワークの拠点であり、また、親水空間などの活用も考慮した水辺空間を活かした水の拠点とします。	
にぎわい交流拠点	城山公園をはじめとする規模の大きな公園は多くの人を訪れるにぎわい交流の拠点とします。 また、印場、旭前、尾張旭の駅周辺は市民協働による花壇やフラワーポットによりコミュニケーションの育成や憩いの空間づくりの拠点とします。 三郷駅周辺は、緑と共存する空間や施設づくりにより駅前の顔づくりを進めます。	
緑の軸	シンボルロードをはじめとする尾張旭市の南北、東西を結ぶ緑の軸で、街路樹や民有地緑化などにより緑がつながる軸であり、生態系ネットワークとしても重要な緑の軸とします。	
水の軸	矢田川及び天神川は貴重な水辺空間であり、歩行者や自転車などの回遊性を高めてくれます。また、生態系ネットワークとしても重要な水の軸とします。	
農地保全ゾーン	市街地に囲まれる農地は、緑の機能（都市環境維持・改善、防災、景観形成、健康レクリエーション）をもたらしてくれるため、保全を図り、豊かな田園環境の維持をめざします。	
緑保全推奨ゾーン	市街化調整区域については、農地や樹林地の緑をできるだけ保全し、ゆとりある緑空間の創出をめざします。	
緑化推奨ゾーン	市街地については、公園や街路樹の適正な維持管理や更新などを行い、民有地緑化の積極的な推進、グリーンインフラとしての多様な機能を活かした緑の中で安全で快適な暮らしの創出をめざします。	

4 緑の将来都市像

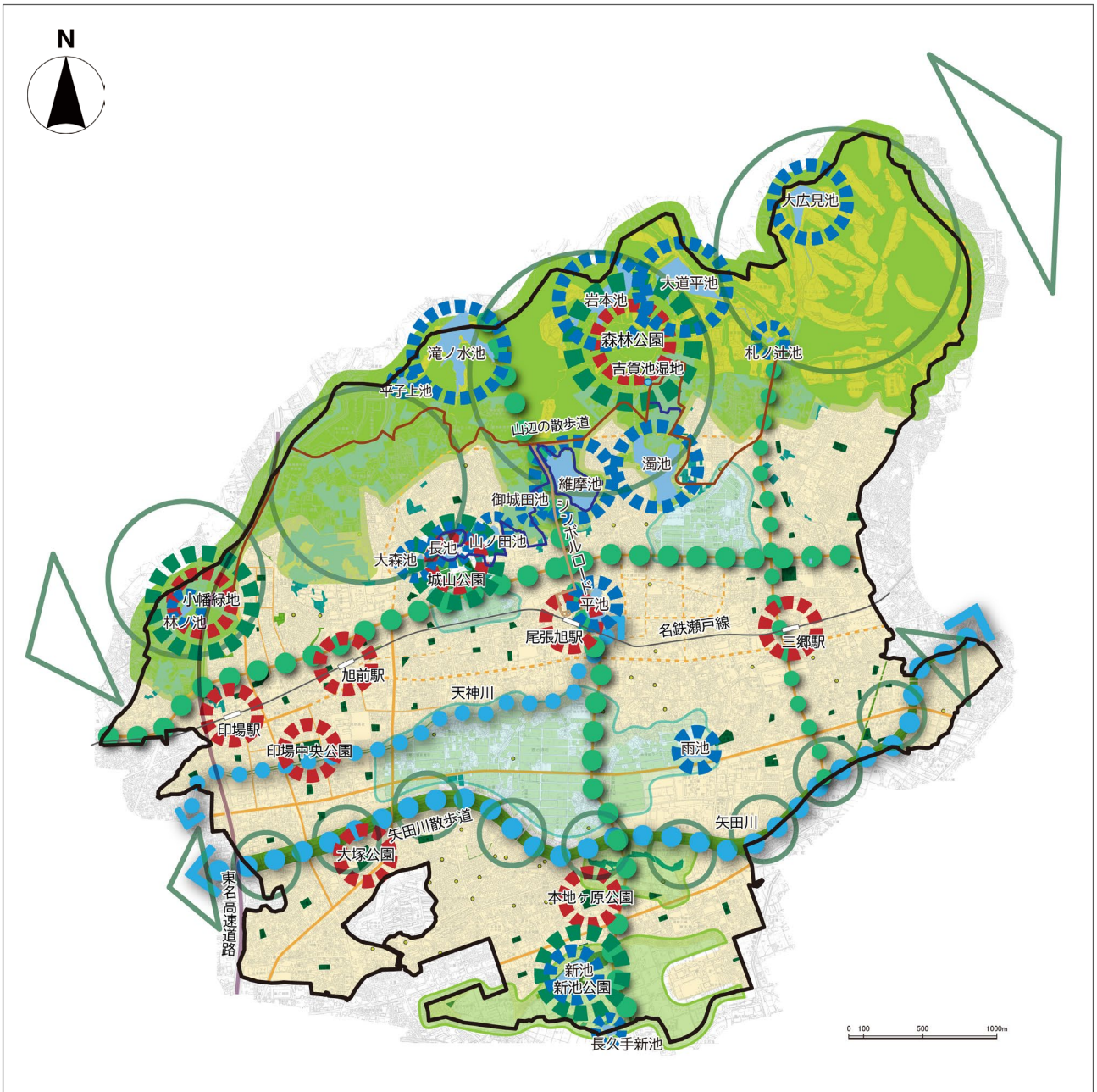


図 2-1 緑の将来都市像

凡 例	
	緑の環境軸
	緑の拠点
	水の拠点
	近隣にぎわい交流拠点
	緑の軸
	水の軸
	農地保全ゾーン
	緑化推奨ゾーン
	緑保全推奨ゾーン

5 都市公園の整備及び管理の方針

都市公園の整備と管理の方針について、以下に示します。

(1) 現状把握

【都市公園の現状】

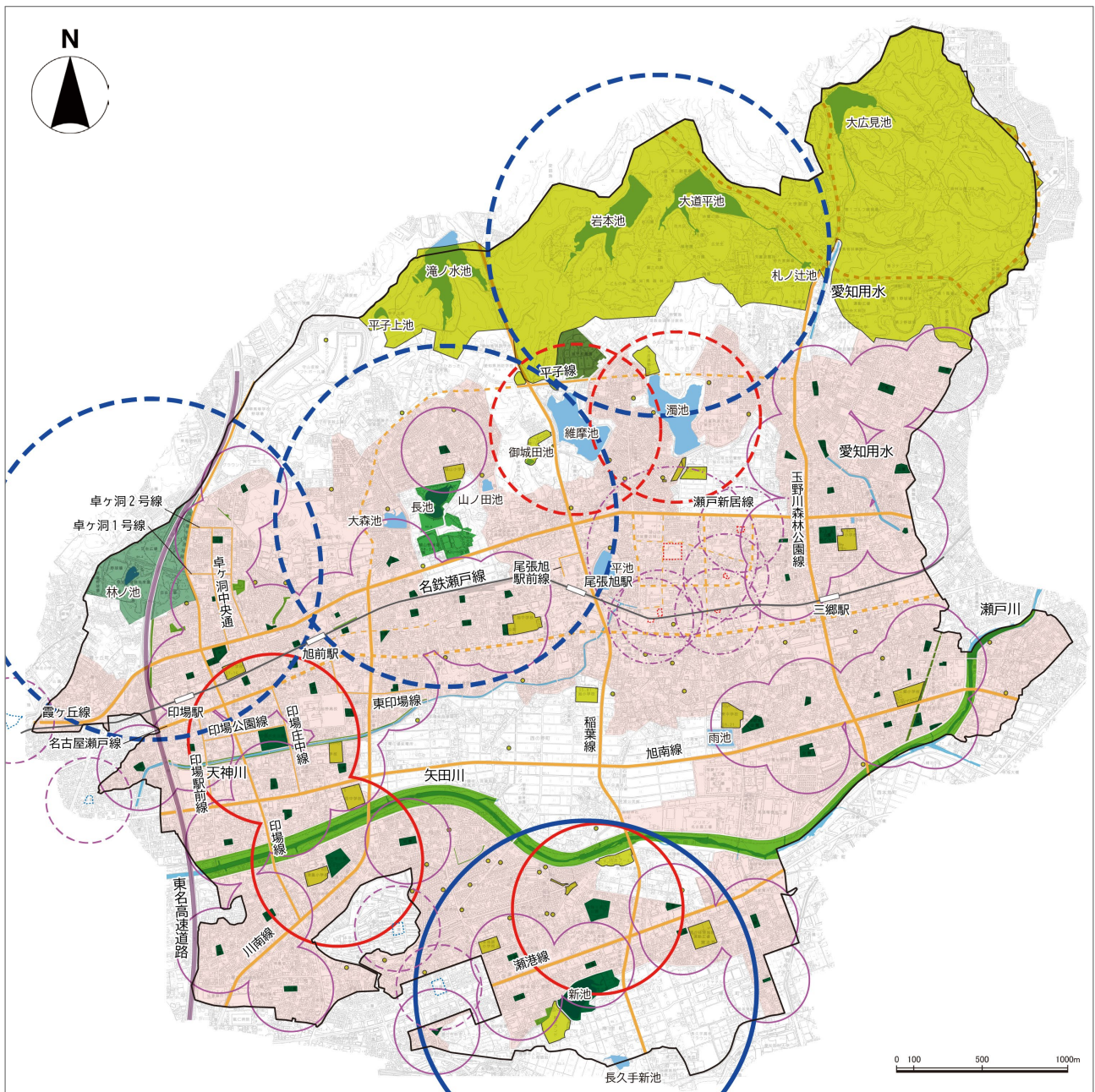
- ・国の動向としては、都市公園は、ポスト新型コロナウイルス感染症の新たな時代において、人中心のまちづくりの中で個人と社会の「Well-being[※]」の向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、多機能性のポテンシャルを更に発揮することが求められています。このため、新時代の都市公園は、「パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」をめざすべき」とされています。
※Well-being：こころ、からだ、社会的なつながりが健やかで満たされている状態のこと。
- ・本市の都市公園の整備状況をみると、多くが市街化区域内に整備されています。市街化区域内においても区画整理事業などが行われず、公園が整備されていない区域もありますが、ちびっ子広場や児童遊園などが配置されており、身近な遊び場として利用されています。これらの都市公園やちびっ子広場などの約9割で自治会、町内会、有志の方々などによる公園愛護会の取組が行われています。また、地震災害の一時避難場所として街区公園、近隣公園、地区公園が指定されています。

【一人当たりの都市公園面積の状況】

- ・都市公園面積の国の標準値として、市街化区域内では1人当たり5㎡、都市計画区域内では1人当たり10㎡とされています。本市においては市街化区域では約5.5㎡、都市計画区域では約9.5㎡となっており、都市計画区域で若干国の標準値を下回っていますが概ね達成しています。

表 2-2 都市公園の整備状況（再掲）

	市街化区域		都市計画区域	
	整備量		整備量	
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
街区公園	62	15.34	62	15.34
近隣公園	3	4.70	3	4.70
地区公園			1	4.90
総合公園			1	9.50
運動公園			0	0.00
住区基幹公園計	65	20.04	67	34.44
特殊公園	歴史公園		0	0.00
	墓園		1	6.54
広場公園			0	0.00
広域公園	1	19.39	1	19.39
都市緑地	12	2.71	13	18.63
緑道	1	0.48	1	0.48
都市公園計	79	42.62	83	79.48
人口当たり面積 (㎡/人)	5.46		9.50	
※人口令和7年9月末 83,646人 都市計画区域面積2,103ha 市街化区域面積1,180ha 市街化区域人口比率93.4%で市街化区域人口を算出 83,646×0.934=78,125人				



凡 例			
	住区基幹公園（街区・近隣・地区公園）		街区公園誘致圏（半径250m）
	都市基幹公園（総合公園）		今後整備予定の公園誘致圏
	特殊公園（墓園）		名古屋市の街区公園誘致圏（半径250m）
	大規模公園（広域公園）		近隣公園誘致圏（半径500m）
	緑地・緑道		近隣公園同等の誘致圏（半径500m） 維摩池、濁池
	公共施設緑地（ふれあい農園・ちびっ子広場・児童遊園・小中学校運動場・森林公園等）		地区公園誘致圏（半径1km）
			地区公園同等の誘致圏（半径1km） 森林公園、小幡緑地、城山公園
	今後整備予定の公園		市街化区域
	名古屋市の街区公園		河川・水路・ため池

※平成15年の都市公園法施行令改正により、誘致距離の数値表示は行われなくなりました。

街区公園：主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
 近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
 地区公園：主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
 総合公園：都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

図2-2 都市公園の整備状況と誘致圏域

【課題と解決への取組】

- ・公園愛護会へのアンケート結果から会員の高齢化や担い手不足、猛暑により夏季の活動ができないといった課題が出されており、課題解決に向けて行政との協働が必要です。
- ・公園などの維持管理費は平成 30 (2018) 年以降、樹木の成長に伴う剪定作業の増加に加え、遊具などの施設の老朽化が進行しており、年々増加していることから、公園の適正な維持管理方法の検討とコスト抑制が必要です。
- ・子ども・子育てに関するアンケート調査では、「親子で、遊んだり、くつろいだりする場」「家の近くで安心して遊べる場の充実」「子どもの居場所づくり」など、身近な遊び場づくりへの要望が高まっています。こうしたニーズに応えるため、日常的に利用され、地域に根づく遊び場づくりが必要です。
- ・本市では、区画整理事業などが行われなかった区域では都市公園が不足している一方で、ちびっ子広場や児童遊園が配置され、身近な遊び場として利用されていますが、これらの配置や規模には地域ごとの偏りも見られます。こうした状況を踏まえ、地域の実情に応じた遊び場の確保と適正配置を進めるため、ちびっ子広場の統廃合や再編について検討することが必要です。

(2) 都市公園の整備方針

公園は、「遊び場」や「憩いの場」だけではなく、「人との交流」「健康づくり」「地域の防災活動」などの市民活動を受け入れ、ライフスタイルの多様化に対応した、「質の高い暮らしを支える場」としても注目され始めています。これらの変化を捉え、本市の公園の整備方針（再整備の場合も含みます）を以下のとおりとします。

はぐくもう！みんなに愛される ふと行きたくなる公園

☆はぐくむ

- ・公園の利活用により、暮らしの質を高められるよう、「からだと心」「家族のきずな」「地域のつながり」をはぐくむ公園づくりをめざします。
- ・身近に緑を感じ、楽しむことができるように健全な緑をはぐくみます。

☆みんなに愛される

- ・整備の際には、地域のみなさまとワークショップを開催し、みんなの意見を取り入れた整備を行います。
- ・誰もが快適に利用できるウエルカムな公園をめざします。
- ・地域特性を生かし、世代を超えてどの時代にも愛される「使われ活きる公園」をめざします。
- ・年齢や障がいの有無によらず遊ぶことができるインクルーシブ[※]な遊具の設置を進めていきます。※インクルーシブ：「包括的」、「全てのものを含んでいる」の意味。

☆ふと行きたくなる公園

- ・居心地の良い、仕事帰りやお散歩などで気軽に訪れることができる公園をめざします。
- ・外からも内からもオープンな雰囲気を感じ、安心できる公園をめざします。





ワークショップの様子



スカイパークで遊ぶ子どもたち

(3) 都市公園の管理方針

①公園の適正管理

公園は都市のオープンスペースとして、地域の交流や子どもの遊び場、市民や市外から訪れる人々の憩いの場など、多様な活動の場として機能しています。

公園が将来にわたって持続的に利活用されるよう、市民ニーズを把握するなどし、地域の実状を踏まえた見直しや計画的な修繕・更新を行い、安全安心で快適な公園の管理に努めます。

また、公園の樹木は、市民に潤いや安らぎをもたらす以外にも防災や環境保全などの多様な機能を有しており、重要な役割を担う一方、年数の経過とともに巨木化、老木化が進んでいる樹木が増加し、隣地への越境や腐食による倒木などが懸念されています。

このため、公園の規模や状況に応じて、計画的に剪定や伐採（間引きなど）を行うなど、予防保全による適正な管理に努めます。

②市民との協働による管理

本市には100箇所以上の公園やちびっ子広場などがあり、これらは、公園愛護会などの住民組織が管理運営の担い手となっている例が多く、市民と行政との協働による管理が行われています。

しかし、会員の高齢化や担い手不足、夏季の作業環境の厳しさなどの課題を公園愛護会は抱えており、市は会員のモチベーションの向上、適切な活動支援、新たな担い手が参画できるようなコーディネートが求められており、今後も市民活力を生かした公園の管理運営のフォローアップに取り組んでいきます。

また、公園が持つ多様な役割や機能について、市民の理解や共通認識が得られ、愛着や誇りが醸成されるように公園独自の取組や特徴のある公園施設などの情報発信等を積極的に行います。

今後も安全安心で快適な公園となるように市民、市民団体、民間事業者、行政それぞれの協働により管理を進めます。

また、市民や市民団体（愛護会）が継続的に活動できるように、支援策を検討します。



矢田川に親しむ会



寺田保全の会



尾張旭こども自然学校

③民間活力を活かした保全・管理・運営

公園施設の老朽化や市民の多様なニーズに伴い、施設などの維持・補修に要する費用は増加傾向にあり、財源的制約などがある中で適切な保全・管理・運営を進めていくことがさらに重要となっています。

そのため、指定管理者制度など民間活力の導入による、効率的で効果的な保全・管理・運営の検討を行います。

④植物などの特性や生物多様性に配慮した保全・管理・運営

公園は、都市における草地や樹林など多様な環境を保全・創出することで、様々な生きものを育み、自然との共生を保つ役割も担っています。

多様な生きものの生息環境が保たれるよう、生物多様性へ配慮し、動植物の生息や移動の場としての機能の確保を行い、緑や地域の住環境の特性に応じた保全・管理・運営を進めます。

また、倒木処理や公園施設の更新など、緑の保全については、多額の費用を要するため、メリハリをつけた公園のリニューアルや樹木の適正管理などにより、市民生活の安全確保につなげられるように努めます。

6 グリーンインフラの推進に関する方針

(1) グリーンインフラとは

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市や地域づくりを進める取組です。

■グリーンインフラとは



■グリーンインフラ取組事例

I 気候変動・防災・減災に関するもの

水質浄化や修景機能も併せ持つ「雨庭」 歩行者ネットワークの整備によるウォークアブルなまちづくり 雨水流出抑制および“あまみず”活用技術



四条堀川交差点 (京都府京都市) 南町田グランベリーパーク (東京都町田市) Green Infrastructure Model (東京都杉並区)

II 緑と水の豊かな生活空間の形成に関するもの

緑地跡地に整備したみどりの連なりによる良好な生活空間 豊かな自然資源を活かした働き方・暮らし方の提案 食べられる都市緑化のモデル(屋上菜園)



小田急線上部利用の街づくり (東京都世田谷区) 東京ポータルシティ竹芝 (東京都港区) Edible KAYABAEN project (東京都中央区)

III 投資や人材を呼び込む都市空間の形成に関するもの

自然環境と調和したオフィス空間 都市を再生しながら自然を再生 まちづくり・ひとづくりの拠点整備、放棄林の活用



二子玉川ライズ (東京都世田谷区) 大手町の森 (東京都千代田区) にぎわいの森 (三重県いなべ市)

IV 生態系保全や地域振興に関するもの

コウノトリ野生復帰に向けた、自然環境の回復 多自然川づくり・塩性湿地および干潟の再生 緑地を活用した魅力あるまちづくり



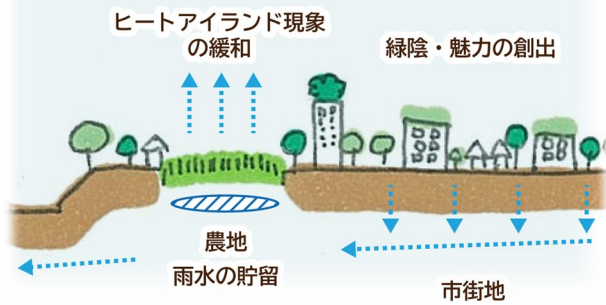
円山川直轄河川改修事業 (兵庫県豊岡市) 震災復興と流域圏創成 (宮城県気仙沼市) キリンピール横浜工場 (神奈川県横浜市)

(資料：国土交通省 HP)

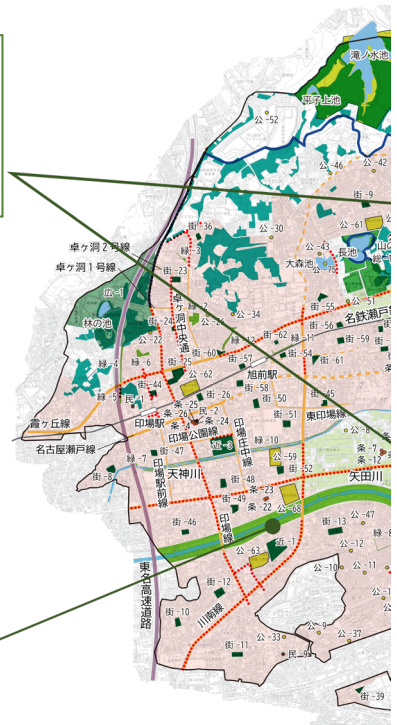
(2) グリーンインフラの推進に関する方針

社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市や地域づくりを進める取組がグリーンインフラです。

公園都市の実現に向け、様々な分野にこの取組や考え方を浸透させるため、以下のようにグリーンインフラの推進に関する方針を設定します。



矢田川の北側や瀬戸新居線沿道のみとまりのある農地では、市街地の温度の上昇を緩和し、農地やため池、湿地などの保全により生物多様性の確保、雨水の貯留機能による水害の軽減、尾張旭固有の希少種や景観保全に寄与させます。



矢田川や天神川では、治水、利水に加え、生物多様性ネットワーク、微気象緩和、景観形成などの機能を発揮させます。また、矢田川の高水敷では自然環境に配慮したソフトハードの取組によりレクリエーションやコミュニティ形成をめざします。



図 2-3 グリーンインフラ方針図

第3章❖ 数値目標

本市の「基本理念」を実現するため、3つの基本方針を成果指標として、本計画の数値目標を設定します。

1 緑をまもるための目標

都市計画区域内の緑被率（緑をまもる）

❖現在：33.0%（R7 想定値）

❖目標：33.0%（国土数値情報 土地利用区分詳細メッシュにより算出（50mメッシュ））

令和3（2021）年度に実施した「尾張旭市まちづくりアンケート調査」では、市の特性として「緑が多く、自然に恵まれている」を選択した回答が64.8%と高い割合を占めました。また、国土数値情報による令和3（2021）年度の市全域の緑被率は33.6%であり、市域のおよそ3割が緑被地となっています。これらの結果から、市民は現状の緑被率の状況を十分に評価しており、現状の緑量に対して一定の満足感を持っていることが確認できます。

尾張旭市の特性として、コンパクトな市街地を形成しており、また、主要な緑の空間である北部丘陵地や小幡緑地、維摩池、濁池、長池、新池、矢田川などの緑の空間は市街化調整区域にあり、市街地に隣接しています。また、市南部のまとまりのある※農業振興地域についても、市街地に囲まれるように存在しています。これらの緑は多様な機能を有しており、市街地の緑と同様に重要であり、市街地の緑と合わせて保全を図っていくことが必要です。

ただし、都市の発展と環境の調和を図るためには、身近な緑の確保が重要です。国は、「市街地における緑被率3割以上」という方針を示していますが、本市は、コンパクトな都市で身近に緑があるため、市街地・調整区域を問わず、市全体で緑を確保することを目標とします。令和7（2025）年度の市の緑被率33.0%（推計値）を維持することをめざし、緑地の保全に努めます。

また、「第三次尾張旭市都市計画マスタープラン」の将来都市構造図では市街化調整区域の一部で産業系市街地ゾーンに位置付けており、将来的に市街化される可能性があります。そうした場合でも市街地内の民有地緑化や無秩序な開発の防止、公共施設や工場の緑化推進などにより緑被率の維持に努めます。

※農業振興地域：市町村がおおむね10年を見通して、農用地として利用すべき土地として設定しており、農業振興地域内の区域での転用は原則禁止

表3-1 緑被率（R7・R10・R17は推計値）

（資料：H28とR3は土地利用詳細メッシュ（50m）（国土数値情報））

	H28	R3	R7	R10	R17	目標値
市街化区域（%）	4.6	4.2	-	-	-	-
市街化調整区域（%）	71.8	71.1	-	-	-	-
都市計画区域（全体）（%）	34.1	33.6	33.0	32.7	31.8	33.0

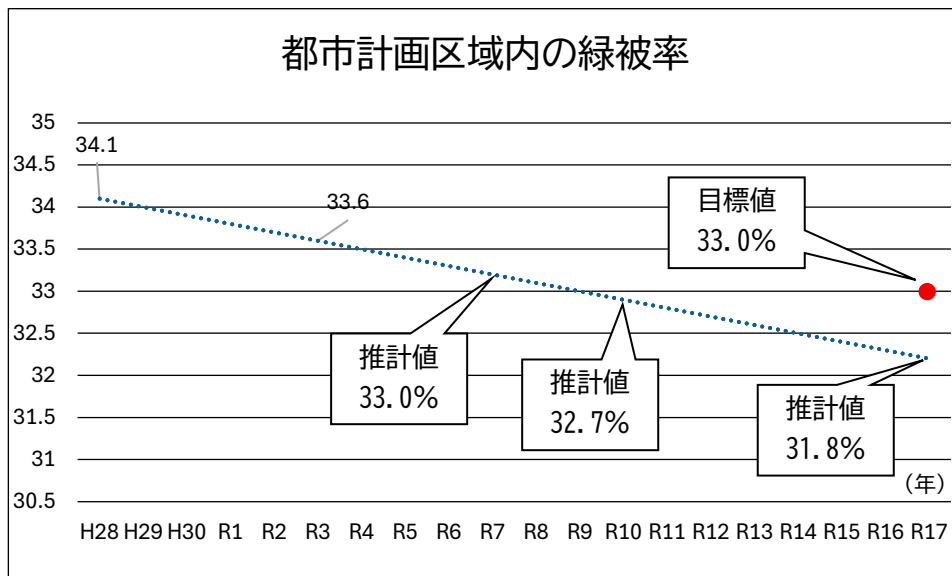


図 3-1 都市計画区域内の緑被率 ※R7,R10,R17 は推計値

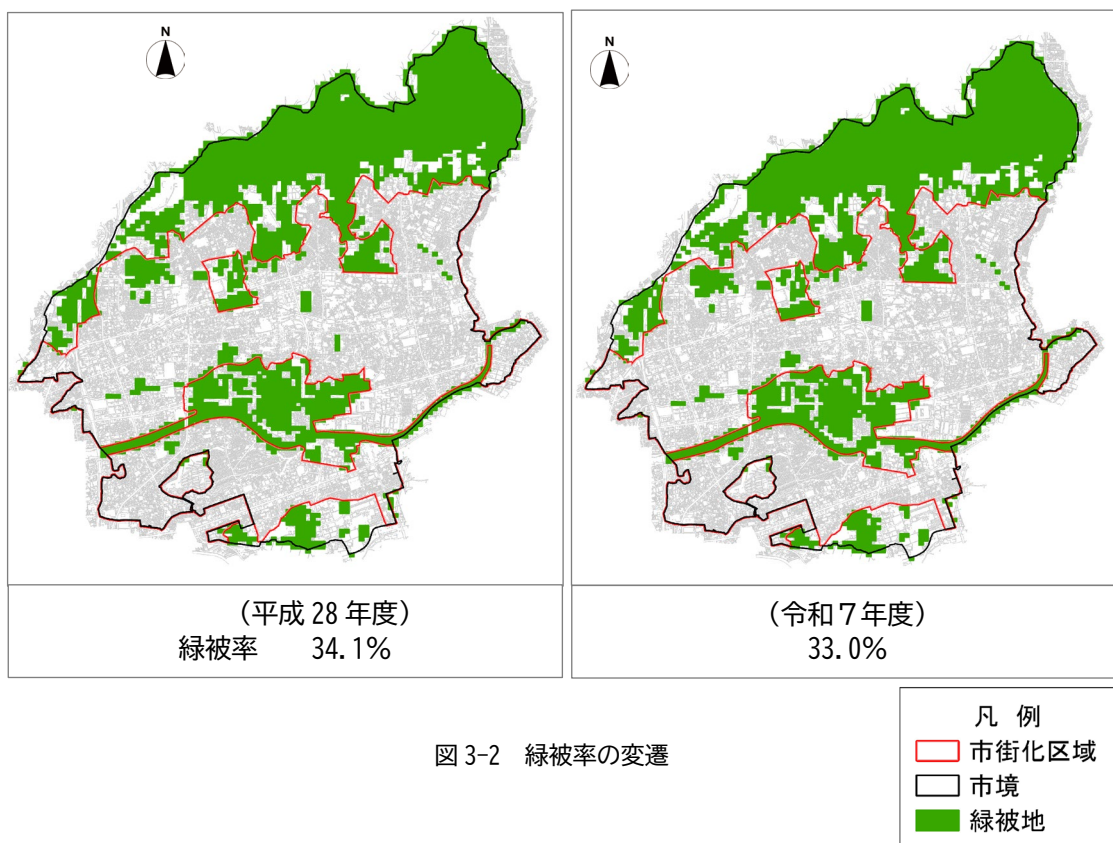


図 3-2 緑被率の変遷

2 緑をはぐくむための目標

緑に親しめる場所・空間の満足度（緑をはぐくむ）

✿現在：59.1% ✿目標：64.0%

平成27（2015）年度から令和5（2023）年度にかけて、本市における「緑に親しめる場所・空間」に対する市民の満足度は概ね50%前後で推移してきましたが、令和5（2023）年度には59.1%と高い満足度を記録しました。これらの実績をもとに将来の満足度を推計した結果、令和17（2035）年度には64%に達します。

この推計値は、緑と触れ合える環境の充実や市民の意識向上が着実に進んでいることを示すものであり、今後もこの水準で向上していくことが重要であると考えています。

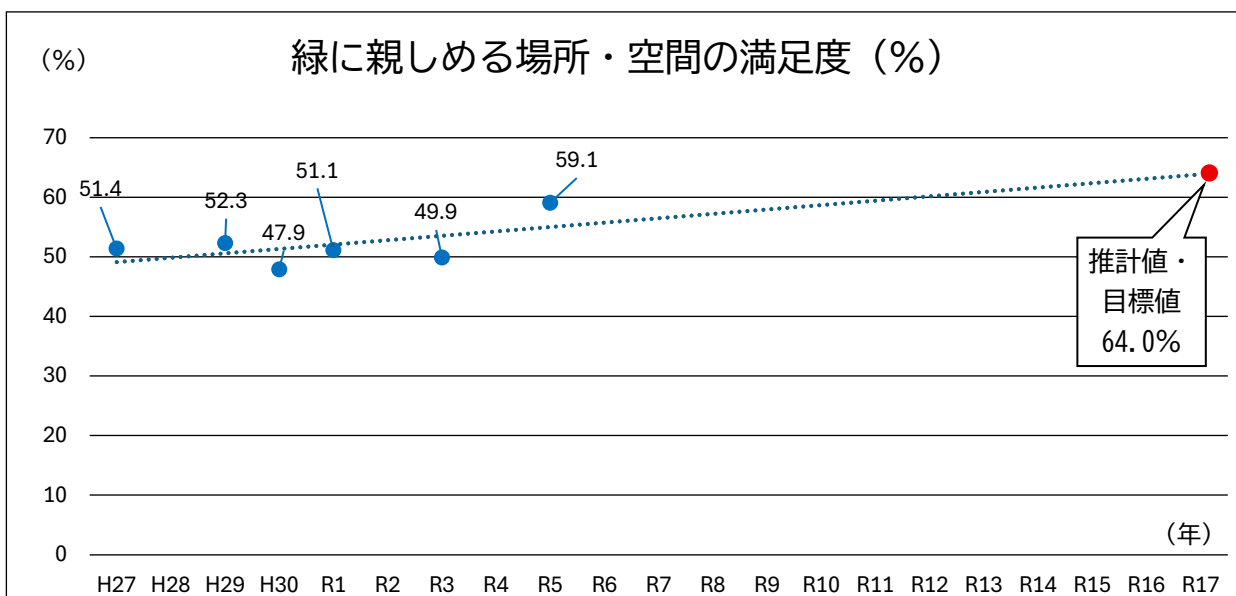
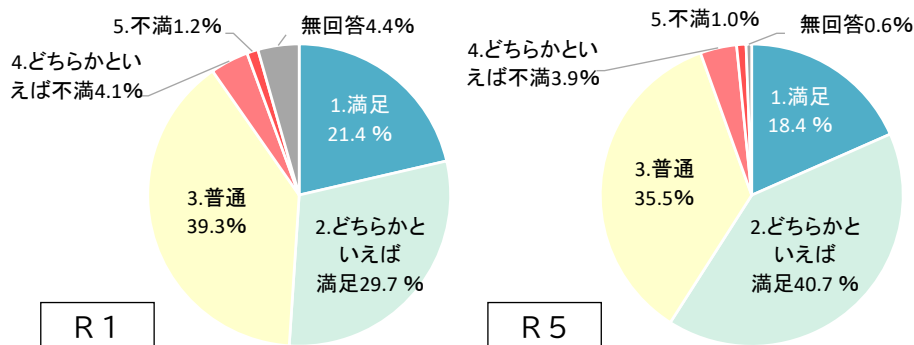
そのため、本市では令和17（2035）年度の推計値64%を目標値として設定し、誰もが身近な緑に親しみ、満足できる空間づくりを推進します。

尾張旭市まちづくりアンケート調査の設問

問4-1.あなたは、緑に親しめる場所・空間に満足していますか。

表 3-2 緑に親しめる場所・空間の満足度（R17は推計値）

	H27	H29	H30	R1	R3	R5	R17	目標値
緑に親しめる場所・空間の満足度(%)	51.4	52.3	47.9	51.1	49.9	59.1	64.0	64.0



※H28,R2,R4,R6はアンケート調査未実施

図 3-3 緑に親しめる場所・空間の満足度

公園愛護会の数（緑をはぐくむ）

❖現在：113 団体 ❖目標：113 団体

公園の環境美化のため、都市公園や都市緑地、ちびっ子広場などの約9割の施設において、自治会、町内会、有志の方々などが主体となった公園愛護会の取組が行われています。

ただし、近年公園愛護会が「会員の高齢化」や「担い手不足」、「夏の活動が猛暑でできない」などにより活動が減少し、平成30（2018）年から令和7（2025）年の数値をもとに推計すると、令和17（2035）年には112団体まで減少する見込みとなります。

公園愛護会は公園の維持管理だけでなく、地域住民の公園に対する愛護意識の高揚や、コミュニティの形成の観点からも大変重要であり、現在の113団体数の維持を図るような取組を実施していきます。

表3-3 公園愛護会数（R17は推計値）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R17	目標値
公園愛護会数 (団体)	120	122	120	120	118	115	114	113	112	113

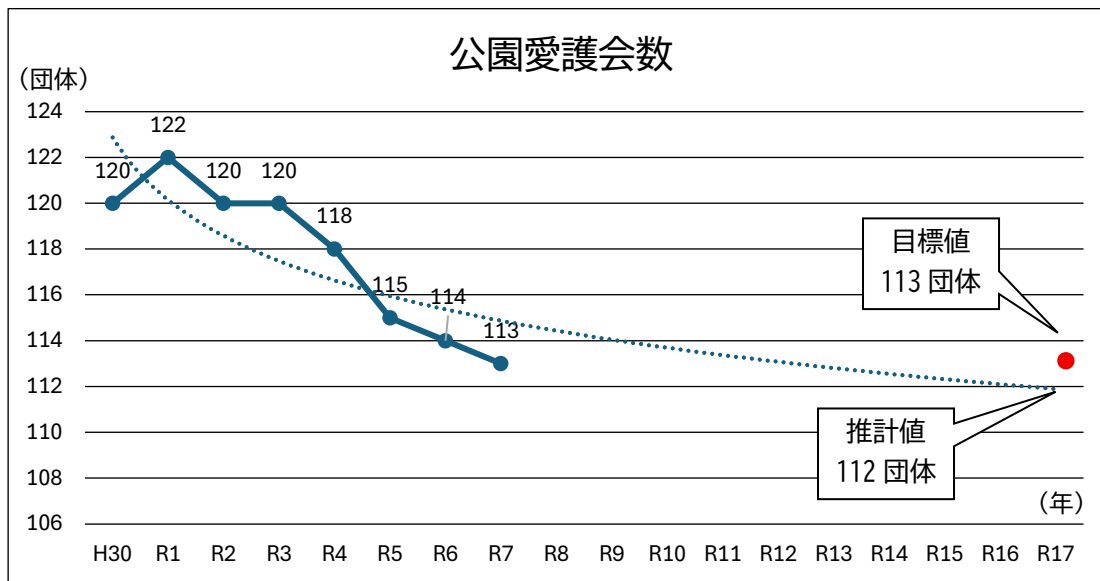


図3-4 公園愛護会数



公園愛護会による花苗の植え付け作業

花や植木などの緑を育てている人の割合（緑をはぐくむ）

✿現在：45.1% ✿目標：55.0%

庭や玄関先で花などを育てている人の割合を増やし、日々の暮らしの中に潤いと彩りを感じ、身近な花や緑が楽しめる場づくりを促進します。

また、花や植木などの緑を育てる人が増えることで、身近な緑に係るボランティアや公園愛護会などへの参加も期待できます。

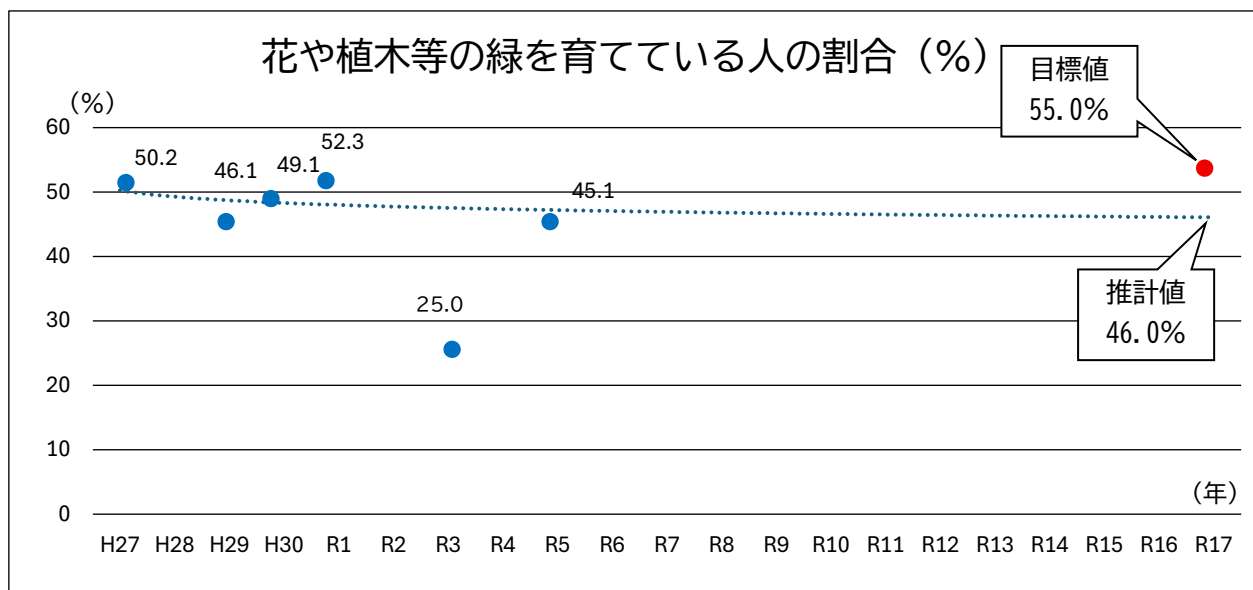
コロナの影響により、令和3（2021）年度の数値を異常値として扱い、それ以外の数値変異で令和17（2035）年度の推定値を46.0%とし、施策の促進により、目標値を55%と設定します。

尾張旭市まちづくりアンケート調査の設問

問 3-1.あなたは、環境に配慮した生活のためにどのようなことを行っていますか。（複数回答）

表 3-4 花や植木などの緑を育てている人の割合（R17は推計値）

	H27	H29	H30	R1	R3	R5	R17	目標値
花や植木などの緑を育てている（%）	50.2	46.1	49.1	52.3	25.0	45.1	46.0	55.0



※H28,R2,R4,R6はアンケート調査未実施

図 3-5 花や植木などの緑を育てている人の割合

3 緑をいかすための目標

公園などの活用数（緑をいかす）

❖現在：152回 ❖目標：250回

公園独自のポテンシャルを最大限発揮し、多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」をめざし、公園を利用する機会の促進を図ります。

公園内行為許可件数の令和17（2035）年における推計値（190回）は、コロナ以降である令和3（2021）年から令和6（2024）年までの実績値を基に算出しました。また、目標値については、この令和17（2035）年の推計値に加え、以下の想定を踏まえて設定しています。

※城山公園・維摩池・矢田川河川緑地⇒3公園×15回=45回令和17年推計値（190）+45=235回

※公園等愛護会活動に関するアンケートで「地域で今後、公園で新たにやりたいこと、やってみたいこと」について、「やりたいことがある」と回答のあった公園団体（17団体）の活動を想定⇒235回+17回=252回÷250回

表3-5 公園内の許可件数（R17は推計値）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R17	目標値
公園内行為許可件数(回)	196	174	144	153	187	152	190	250

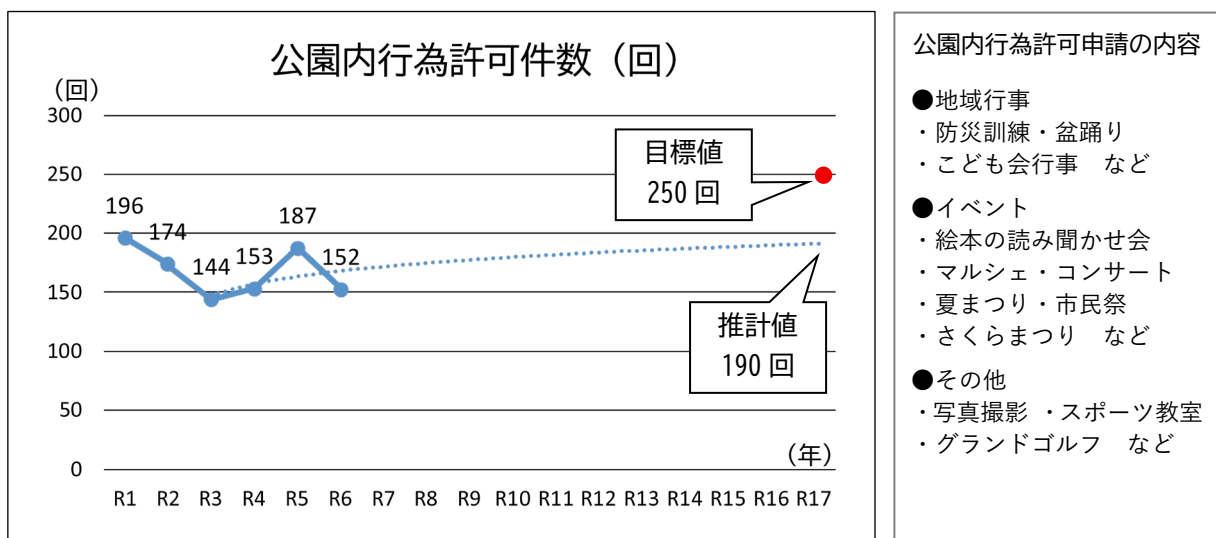


図 3-6 公園愛護会数

令和6年 公園等愛護会アンケートから

●公園でのイベントについて、「地域で今後、公園で新たにやりたいこと、やってみたいこと」

●公園活用について、「地域で今後、公園で新たにやりたいこと、やってみたいこと」

	回答数	構成比
1 農作物の栽培	7	7.0
2 自然観察会	6	6.0
3 花壇づくり	15	15.0
4 手作り遊具の作成	3	3.0
5 昆虫を集めるゾーンの作成	4	4.0
6 特になし	54	54.0
7 わからない	12	12.0
8 その他	9	9.0
無回答	4	4.0
合計（回答者数）	100	100.0

	回答数	構成比
1 防災訓練イベント	13	13.0
2 フリーマーケットやバザーの開催	17	17.0
3 キッチンカー、カフェ等の飲食イベント	11	11.0
4 健康イベント（ヨガ、ストレッチ教室など）	7	7.0
5 運動イベント（ドッジボール大会など）	7	7.0
6 くつろぎイベント（アウトドア読書など）	10	10.0
7 光の演出イベント（イルミネーションやキャンドルナイトなど）	7	7.0
8 特になし	51	51.0
9 わからない	12	12.0
10 その他	10	10.0
無回答	2	2.0
合計（回答者数）	100	100.0

第4章❖ 緑地の保全及び緑化推進に関する施策

1 施策の体系

緑の将来像の実現に向け、緑のまちづくりの3つの基本方針に基づき、それぞれの基本施策と具体的な施策を位置付けます。

【緑の将来像】

緑でつながる

笑顔あふれる

公園都市

基本方針1 緑をまもる		
基本施策1-1	樹林地の保全	(1) 樹林地の保全 (2) 法指定による樹林地保全 (3) 民有地の緑の保全 (4) 保存樹・保存樹林の指定
基本施策1-2	農地の保全	(1) 農地の保全 (2) 農地が持つ多面的価値の共有 (3) 生産緑地の保全
基本施策1-3	水辺地の保全	(1) ため池や湿地などの水辺環境の保全 (2) 河川などの水辺環境の保全と活用

基本方針2 緑をはぐくむ		
基本施策2-1	緑の質の向上	(1) 公園樹木の適正な維持管理 重点施策1 (2) 街路樹の適正な維持管理 重点施策2
基本施策2-2	緑を育む人材の育成・意識醸成	(1) 緑に関する情報発信 (2) 緑を育む人材の育成 (3) 全国植樹祭の理念の継承 (4) 緑に関する学習・体験機会 (5) 緑に関するイベントなどの開催
基本施策2-3	公園の整備・更新	(1) 公園の整備 (2) 公園の更新(改良) 重点施策3
基本施策2-4	民有地の緑の育成	(1) 民有地の緑の育成 重点施策4 (2) 住宅地の緑化
基本施策2-5	公共の緑の育成	(1) 公共施設の緑の育成 (2) 身近な緑の育成や彩りある空間の創出

基本方針3 緑をいかす		
基本施策3-1	公園の活用	(1) 公園の魅力の向上 重点施策5 (2) 市民による公園の活用 (3) 公園施設などのわかりやすい情報提供 (4) 森林公園や小幡緑地の活性化
基本施策3-2	自然環境の活用	(1) 自然環境の活用
基本施策3-3	農地の活用	(1) 農地の有効活用 (2) ふれあい農園の活用 (3) 担い手の育成や支援
基本施策3-4	緑と水のネットワークの形成	(1) 緑と水のネットワークの創出 (2) 身近な緑のネットワーク

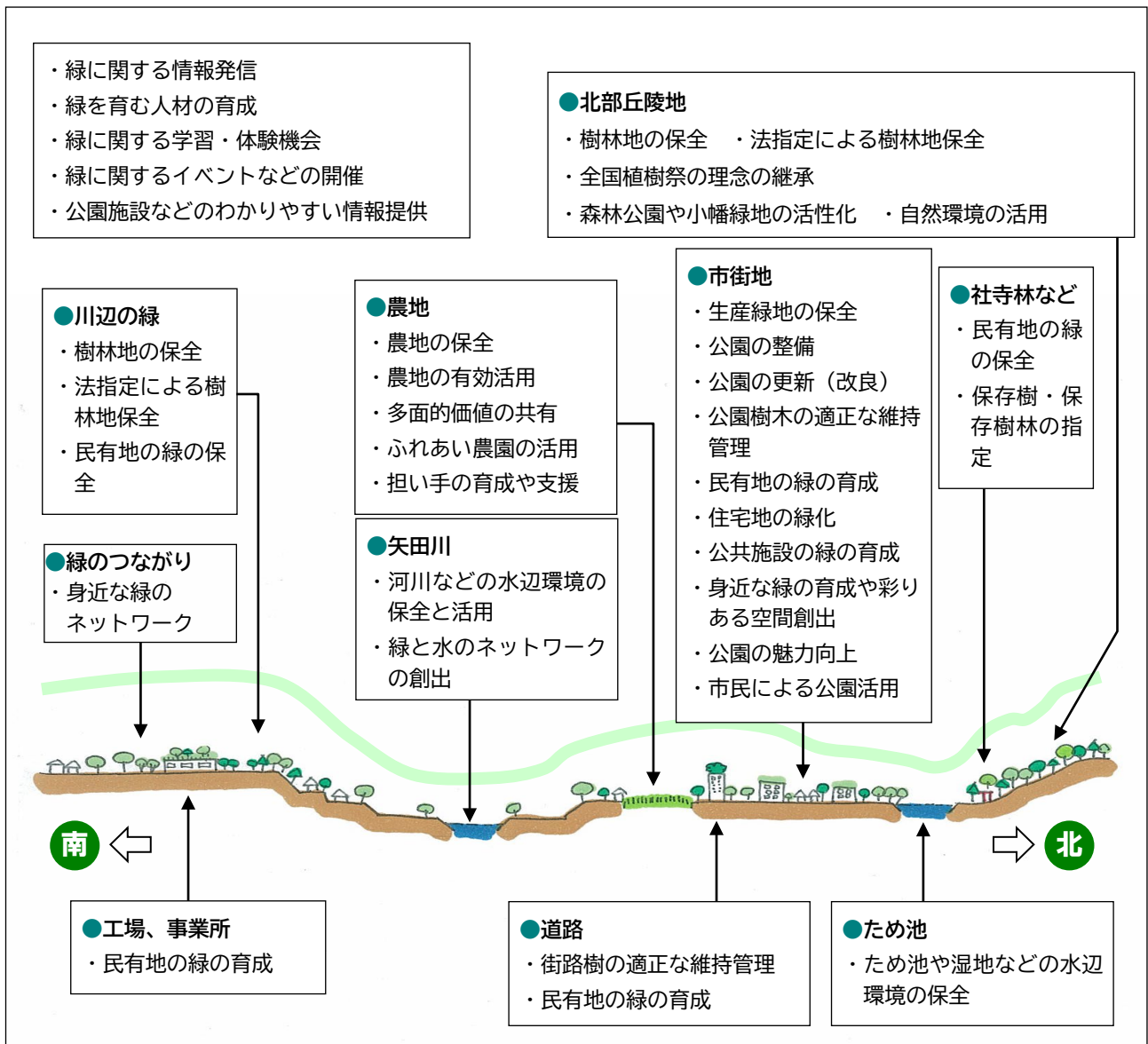


図 4-1 計画の実現に向けてのイメージ図

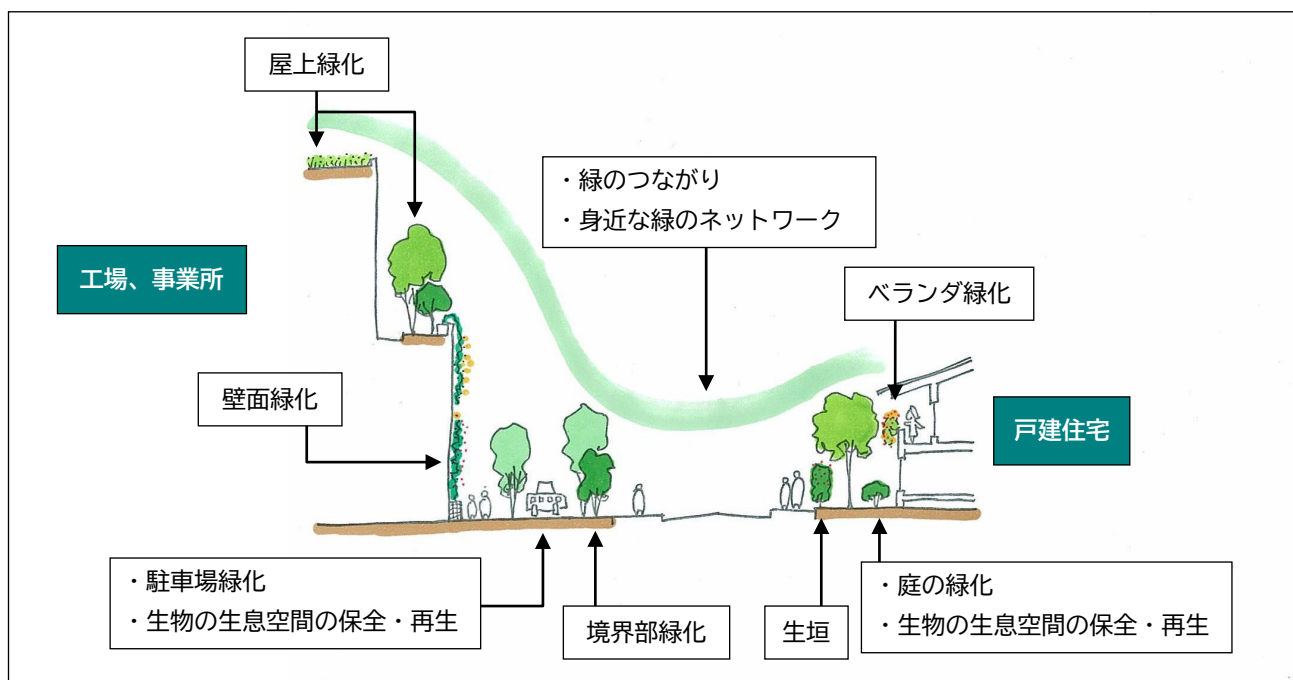


図4-2 建物を活用した緑のつながりのイメージ図

2 具体的な施策

緑の将来都市像を実現するために3つの緑の基本方針と各方針に沿った基本施策を設定し、体系的に緑のまちづくりを推進します。なお、**重点施策**マークのついた基本施策については特に重要と考え、積極的な推進に努めます。

基本方針1 緑をまもる

基本施策1-1 樹林地の保全

(1) 樹林地の保全

樹林地は、水源の涵養や、生物多様性の保全、地球温暖化防止などの多面的機能を有しており、特に北部丘陵地の自然環境は、市にとって重要な緑であるため、適切に保全し、質の向上をめざします。

(2) 法指定による樹林地保全

市街化区域の周辺部の樹林地は比較的開発されやすい側面を持ちますが、これらは快適な住環境を支える身近な自然であり、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定など法指定による保全方法を検討します。

(3) 民有地の緑の保全

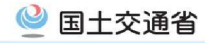
まとまりのある民有地の緑については、緑の多面的な機能からも重要であり、所有者の利活用意向などを確認し、土地の借用や買取り、市民緑地や「*TSUNAG（ツナグ）」などの認定制度の活用など、状況に応じた手法・制度の活用により後世につなげるように緑の保全を促進します。

(4) 保存樹・保存樹林の指定

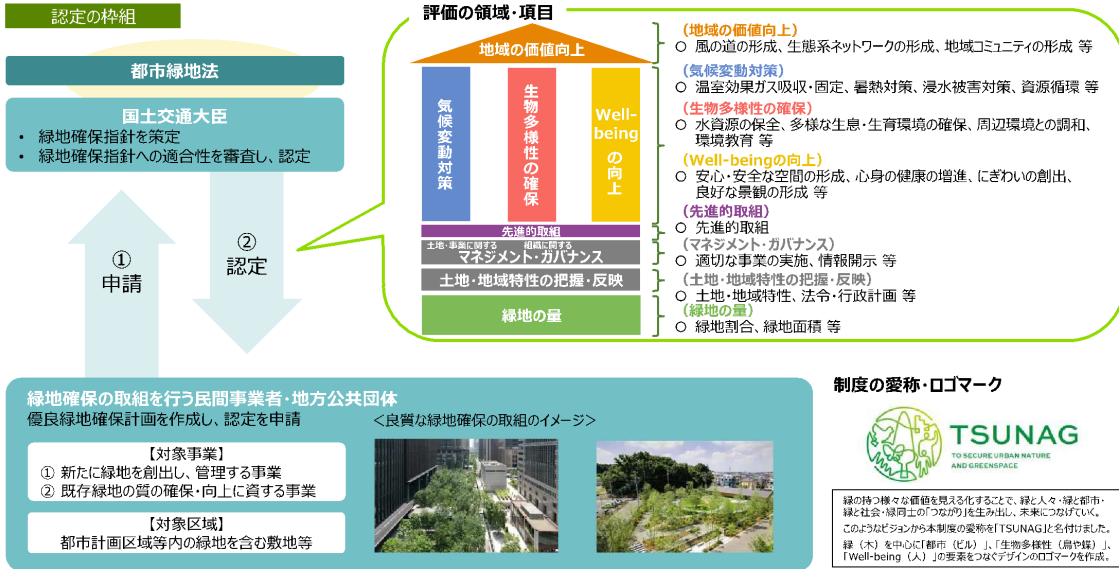
良好な環境や景観を維持し、社寺などの歴史ある緑を保全するために、現在指定されている保存樹及び保存樹林は、所有者の理解の上で指定を継続していくとともに、環境や生態系、地域の景観や歴史的に重要と考えられる樹木や樹林について、新たな指定の推進を検討します。



優良緑地確保計画認定制度 (TSUNAG) の概要



- 都市緑地法に基づき、民間事業者・地方公共団体による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が気候変動対策・生物多様性の確保・Well-beingの向上等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定する制度。
- 認定に当たっては、国土交通大臣が策定する緑地確保指針※への適合性を審査。※民間事業者等が緑地を整備・管理する際に講ずべき措置を規定



(資料：国土交通省 HP)

基本施策 1-2 農地の保全

(1) 農地の保全

まとまりのある農業振興地域内農用地では、景観面だけでなく洪水調整機能なども有しており、農用地区域の指定継続や、意欲のある担い手への利用集積を促進するなど農業振興を図っていきます。

(2) 農地が持つ多面的価値の共有

児童などによる田植え体験やイベント時のパネル展示など、農地の価値を市民が実感できる活動や情報発信を展開し、農地が持つ多面的な価値を共有し、農業の保全意識を高めます。

(3) 生産緑地の保全

生産緑地は農産物の供給だけでなく、火災の延焼遅延や都市空間の貴重な緑空間であることなど重要なオープンスペースとしての機能も発揮します。生産緑地地区に指定された市街化区域内の農地については、所有者と連携を取りながら良好な都市環境の形成や、身近な緑空間として保全に努めます。

コラム

都市農地を「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へ

国土交通省では、生産緑地制度により都市における農地の保全を行ってきた一方で、人口増加を背景として、市街化区域内の農地の宅地化を推進してきました。

しかし、平成 27 (2015) 年 4 月に都市農業振興基本法が制定されたことを受け、平成 28 (2018) 年 5 月に都市農業振興基本計画を閣議決定し、都市農地を「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へ、位置付けを大きく転換しました。平成 29 (2017) 年 5 月には生産緑地法、都市計画法などを改正し、都市農地の保全のための様々な制度措置（生産緑地地区の面積要件の引き下げ、建築規制の緩和、田園住居地域の創設など）を行いました。

(資料：国土交通省 HP に加筆)

基本施策 1-3 水辺地の保全

(1) ため池や湿地などの水辺環境の保全

生態系ネットワークの拠点となるため池などでは、長池のマメナシ・アイナシ自生地やシラタマホシクサなどの貴重な植物がある吉賀池湿地など、水辺地の貴重な植物や生物に配慮した水辺環境の保全を市民との協働により図ります。

(2) 河川などの水辺環境の保全と活用

生態系ネットワークの回廊となる矢田川や天神川では、水辺環境の保全に配慮し、より多くの方の活用をめざした散歩道や自転車道、駐車場の整備を行い、魅力が感じられる活用方策を検討します。また、ため池などの水辺地でも、生き物の生息環境の保全に配慮して親水性が感じられる施設整備について検討します。



基本方針2 緑をはぐくむ

基本施策2-1 緑の質の向上

(1) 公園樹木の適正な維持管理 **重点施策1**

公園樹木は、地域の景観や利用状況などを考慮して、剪定や更新を適正に行い、良好な生育環境の維持、改善に努めるとともに、見通しを良くするなど安全安心で快適に利用できる空間づくりを進めます。

また、公園樹木を適正に管理するため、剪定や更新に関する基本的な方針について検討します。

併せて、公園愛護会と協力しながら、除草や剪定などの日常的な維持管理を行い、快適性と安全性の向上に努めるとともに、愛護会の存続に向けた支援にも取り組みます。

(2) 街路樹の適正な維持管理 **重点施策2**

市民の身近な緑である街路樹は、本市の緑のネットワークを形成し、良質な緑の環境を支えるものの一つです。これらは、景観だけではなく、防災や生物多様性など多様な機能を有しています。街路樹が適正に多様な機能を発揮できるように生育環境の維持、改善方法を検討します。

また、一部の街路樹では倒伏や落枝の危険性、根上がりによる通行障害なども見られるため、街路樹のあり方、管理や更新方針などについて検討します。

基本施策2-2 緑を育む人材の育成・意識醸成

(1) 緑に関する情報発信

市民の緑への関心を高めるため、市ホームページや広報おわりあさひ、ウォーキングガイドA-mapなどを活用して、スポットガーデンや公園愛護会での活動、花咲くまちづくり事業、自宅の庭やベランダでのガーデニングのやり方、市内の開花情報や紅葉情報、観察会の開催など、緑に関する情報発信を行います。

(2) 緑を育む人材の育成

緑の「まもる」「はぐくむ」「いかす」を適切に行うためには、緑づくりを担う人材が不可欠です。また、公園などの「公共の緑」と庭木や玄関先の緑化などの「民有の緑」の維持管理は市民と協働で実施していく必要があります。本市の緑を担う人材を育てるために、きっかけとなるイベントや講習会などの機会を設け、本市の緑と公園づくりに市民と協働で取り組んでいきます。

(3) 全国植樹祭の理念の継承

愛知県森林公園は、令和元(2019)年度に第70回全国植樹祭の会場となり、20年後の育樹祭に向けて、グリーンリレーや丸太切りなど理念継承事業を行っています。また、愛知県森林公園の魅力や全国植樹祭の理念を市内外の多くの方に知っていただくため、理念継承事業の実施や森林公園の利活用など愛知県と連携しさらなる活用を図ります。



(4) 緑に関する学習・体験機会

市民の緑に関する知識を深め、緑の大切さを共有するとともに、環境にやさしい行動を実践できる人を育てるため、環境教育や環境学習を継続的に実施します。

また、矢田川や山辺の散歩道などで、自然観察会や自然環境調査などを行い、生物多様性や自然環境の保全を啓発します。

(5) 緑に関するイベントなどの開催

緑に関する市民意識の高揚を図るため、イベント時にガーデニング講座や緑に触れ合う機会を創出するなど、緑に関する啓発イベントを実施します。

基本施策2-3 公園の整備・更新

(1) 公園の整備

公園が不足する地域では、地域住民のニーズを勘案し、使いやすく持続的に利用できる公園整備を検討していきます。

また、誰もが快適に利用できるインクルーシブな公園づくりを推進します。

(2) 公園の更新(改良) **重点施策3**

設置後から40年以上が経過している公園については、地域住民のニーズに合った公園とするために、ワークショップを開催し、順次リニューアルしていきます。また、緑が豊かで、誰もが快適に利用でき、みんなに愛される公園をめざし、にぎわいや憩いの場所として、市民に親しまれる特徴ある公園を整備します。

基本施策2-4 民有地の緑の育成

(1) 民有地の緑の育成 **重点施策4**

身近な緑は市民にとって暮らしを豊かにするとともに、ヒートアイランド対策にも寄与します。本市では、記念樹助成、民有地緑化工事費の一部補助、花咲くまちづくり助成金、苗木の配布、ちびっ子ひまわりの種子の配布、保存樹及び保存樹林の指定など多様な緑に関する助成を行っており、引き続き民有地の自主的な緑化活動を促進し、公園都市尾張旭の実現をめざします。さらに、住宅地に限らず、工場などの民間施設においても緑化の推進を図ります。

(2) 住宅地の緑化

公園都市にふさわしい緑豊かな居住環境の形成を図ります。戸建住宅では花や樹木など、四季の彩りが楽しめる緑化、マンションなどの共同住宅では、建物周辺の緑化や身近な緑が楽しめるベランダなどへの緑化、道路を歩く人も楽しめる沿道緑化を働きかけます。このような居住環境の緑化を促進するため、緑が楽しめる緑化パンフレットづくりや花苗の配布などを検討します。

基本施策2-5 公共の緑の育成

(1) 公共施設の緑の育成

公共施設については、より積極的な緑化の推進を図ります。

また、学校の緑には、こどもたちが木や花、生き物などの自然の教材から様々なことを学ぶ重要な役割があるため、学校ごとに工夫を凝らした緑の環境教育活動を支援します。

(2) 身近な緑の育成や彩りある空間の創出

身近な緑の育成や彩りある空間の創出を図るため、街路樹などの再生や公共施設の屋上や壁面緑化の推進、公園都市らしいうるおい空間の創出などに取り組みます。



プランター緑化



壁面緑化

基本方針3 緑をいかす

基本施策3-1 公園の活用

(1) 公園の魅力の向上 **重点施策5**

街区公園や近隣公園などの身近な公園では、住民同士による利用調整や公園愛護会による柔軟な公園利用を促進し、魅力ある公園づくりを進めます。

また、城山公園や維摩池など比較的規模の大きな公園では、公園及び地域の価値や魅力の向上を図るため、Park-PFI事業やトライアル事業などの民間活力の導入を検討し、公園の利用促進と活性化を図ります。

(2) 市民による公園の活用

地域住民やボランティア団体などによるお祭りやスポーツ大会の開催などにより、今まで以上に公園を活用してもらい、笑顔になれる場所や時間を増やし、さらに公園の利活用を促進するため、地域ニーズに合った柔軟な運用を検討します。

(3) 公園施設などのわかりやすい情報提供

公園の利活用を促進するため、公園施設などの特徴や利用目的ごとの情報発信を行うなど、利用者目線に立ったわかりやすい情報提供に努めます。

(4) 森林公園や小幡緑地の活性化

市内外から多くの方が訪れる愛知県森林公園や小幡緑地では、愛知県と連携し更なる魅力の向上のために活性化を図ります。

基本施策3-2 自然環境の活用

(1) 自然環境の活用

市民が市内の自然や生物に親しめるよう、社寺林などの樹林地や、ため池、河川などの緑の環境の中で、野鳥観察や昆虫観察、植物観察などの自然観察ができる機会づくりや緑のネットワークづくりを推進します。また、現在行われている「山辺の散歩道散策と自然観察会」、矢田川での「夕暮れコンサート」の開催を支援していきます。

基本施策3-3 農地の活用

(1) 農地の有効活用

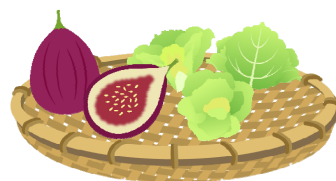
地域の農産物を様々な場面で取り入れる地産地消の浸透や農地の一時的な利用として、コスモスなどの景観作物による活用を継続します。

(2) ふれあい農園の活用

野菜や草花の栽培を通して、土と緑に親しみ、農業に対する理解を深め、レクリエーションとして楽しむことができる農業体験施設を継続して活用します。

(3) 担い手の育成や支援

イチジクやプチヴェールといった本市の特産品の普及促進を図ります。また、農業の担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、関係機関などと連携して新たな農業の担い手となる新規就農者の参入の促進を図ります。



基本施策3-4 緑と水のネットワークの形成

(1) 緑と水のネットワークの創出

山辺の散歩道や矢田川散歩道、ウォーキングガイドA-mapのウォーキングコースなどの散策路やウォーキングコースの利用を増進させ、緑と水のネットワークの形成による*ウォーカブルな空間づくりや健康づくりに係る取組などを推進します。

※Walkable (ウォーカブル)：歩きたくなる

居心地が良い人中心の空間を創ると、まちに出かけたいくなる、歩きたくなる。

(2) 身近な緑のネットワーク

街路樹がある道路、水辺の散歩路、民有地の緑が豊かな地域など、身近な緑や水辺を楽しめるウォーカブルなまちづくりを検討します。



図4-3 緑と水のネットワーク図

3 重点施策

本市の緑の将来都市像の実現に向けて、「2 施策の方針」で示した重点施策について以下に示します。

重点施策1 公園樹木の適正な維持管理（個別施策2-1-(1)）

公園は、都市のオープンスペースとして、地域の交流やこどもの遊び場、市民や市外から訪れる人々の憩いの場などの用に供するとともに、地震や火災などの災害時の一時的な避難場所として、また、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の保全など、良好な都市環境の形成にも寄与しています。

その中でも、公園の樹木は、公園全体の景観形成機能や心理的効果、防災機能、環境保全機能を支える重要な要素となっています。このため、公園樹木の持つ機能を十分に発揮させるため、適正な維持管理が必要です。また、現在活動中の公園愛護会に対しても、公園活動充実プランの見直しなどによる緑の維持管理の充実をめざします。

公園樹木を管理する上でのポイントは、以下の4つとします。

- ✿公園の特性にあった健全な樹木となるような剪定及び更新に努める
- ✿周辺環境との調和に努める
- ✿快適さと防犯を意識した環境づくりに努める
- ✿保全育成と適正化に努める

✿公園の特性にあった健全な樹木となるような剪定及び更新に努める

公園ごとに規模や立地条件及び植栽位置、植栽基盤などが異なることから、周辺環境に配慮し、その公園にあった剪定管理及び更新を行います。

○住区基幹公園

街区公園や近隣公園などは、比較的面積が小さく、外周に植えられた公園の樹木が民家に接したり、道路に枝が越境するケースが多くあります。

周辺住民の生活環境との調和を図りながら、適正に越境枝の処理や病虫害の防除、落葉の処理などを行います。

○都市基幹公園

公園の規模が大きく、一般的に樹木の生育空間は確保されているため、各々の樹木固有の樹形を生かした管理が可能です。

このような公園においては、自然樹形による維持管理が可能な場合が多いため、シンボリックな植栽や、緑陰のための植栽など、植栽目的に合わせた樹木管理を行っていく必要があります。ただし、巨木化、老木化に配慮し、樹木の健全度や安全性を考慮して高木植栽密度の適正化や植栽基盤も含めた適正な更新を図っていきます。

✿周辺環境との調和に努める

公園の緑は地域の景観を構成する重要な要素の一つです。一方で、樹木が成長し繁茂することで、周辺施設への越境や日照障害、落葉の増加などの問題も発生していることから、周辺環境に配慮した維持管理が必要です。具体的には、次のような管理を進めます。

- ・隣地との境界から控えた位置で全体樹形を考慮し、整姿剪定を行います。
- ・敷地境界線から生活道路へ越境した枝葉は、建築限界を遵守した剪定を行います。

✧快適さと防犯を意識した環境づくりに努める

公園内で快適な時間を過ごす、また、犯罪発生を防止し安全に公園で過ごせるようにするため、周囲からの見通しを確保し、風通しもよくすることが必要です。

このため、高木などの樹木を配置する際には、樹木の間から見通しが効くよう、また園内の照明灯を遮ることのないよう計画する必要があります。

また、樹木の剪定や、低木を刈り込むなどにより、見通しを確保するとともに、適正に管理された公園であるという印象を持たせる必要があります。

○快適さの確保

落ち葉の清掃やゴミ対策を地域や公園愛護会との協働で実施します。

○見通しの確保

犯罪防止のため、不審な行動を早期に発見できるよう、周囲から目が届かない空間をなくすように人の目線の高さを意識して公園内の見通しを確保します。

○適切な照度の確保

夜間であっても、公園利用者が周囲の人間の行動を視認できる程度の照度を確保します。

✧保全育成と適正化に努める

定期的な点検により樹木の状態を把握し、こまめに剪定などの保全育成を行う「予防保全（状態監視型）」による維持管理に努め、樹木の持つ機能や役割が発揮できる健全な状態を長く保つようにします。

また、巨木化、老木化などにより樹木の健全度や安全性が低下し、他の施設や公園利用者に影響を及ぼす前に、適正に更新を実施することで、安全性の確保、健全な樹木の育成、適正な植栽密度の確保、樹形の適正化、維持管理費用の縮減、予算の平準化を図ります。

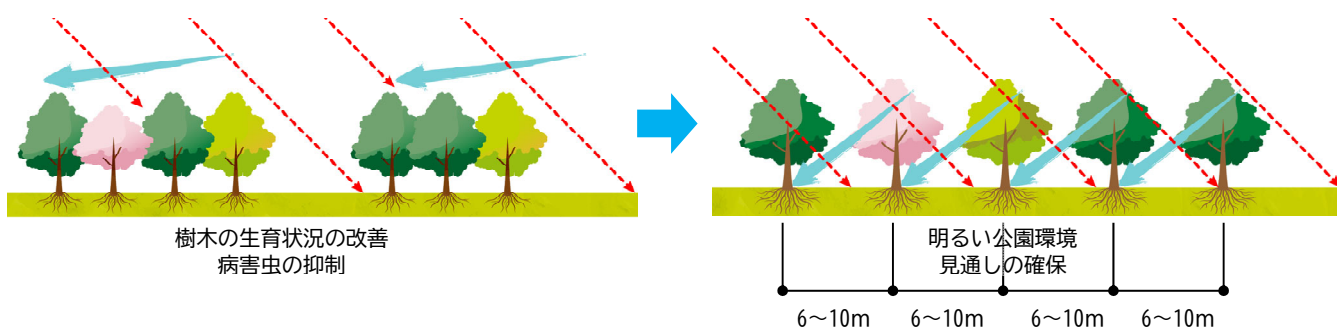


図 4-4 高木植栽密度の適正化

公園のリニューアル時に併せて、公園境界の民地境にある樹木を公園の内側に植栽あるいは移植します。

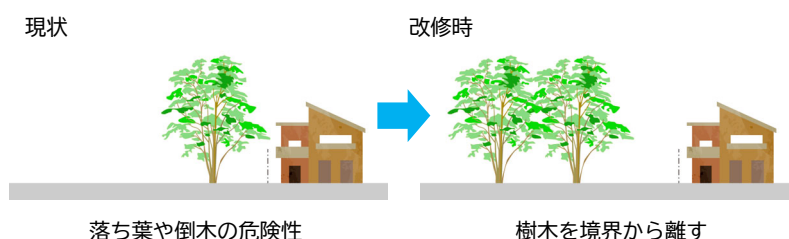


図 4-5 公園境界の植栽

重点施策2 街路樹の適正な維持管理（個別施策2-1-(2)）

- ・質の高い暮らしを実現するためには、手の行き届いた緑のある美しい街であることも重要な要素であり、本市の街路樹の維持管理に係る現状をしっかりと把握し、今後の維持管理方針を整理し、緑の質の向上に配慮した維持管理手法を検討します。
- ・緑の将来都市像で示した緑の軸である巡検道線及び瀬戸新居線については、交通量や沿道環境、市民の利用頻度などを踏まえ、街路樹の質的向上と景観の魅力創出を図る重点路線として位置付けます。
- ・植栽間隔が狭い箇所や横断歩道前後など見通しを阻害している樹木、老朽化による倒伏、落枝の危険性がある樹木、根上がりによる通行障害などの危険な樹木は撤去し、道路利用者の安全性を確保しつつ街路樹を適正に維持管理していきます。

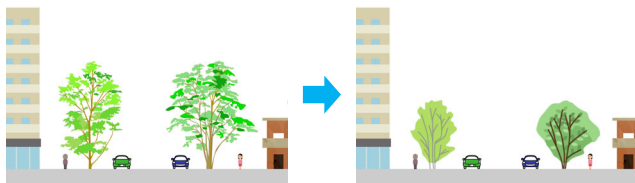


図 4-6 道路幅員に合わせた樹形の適正化

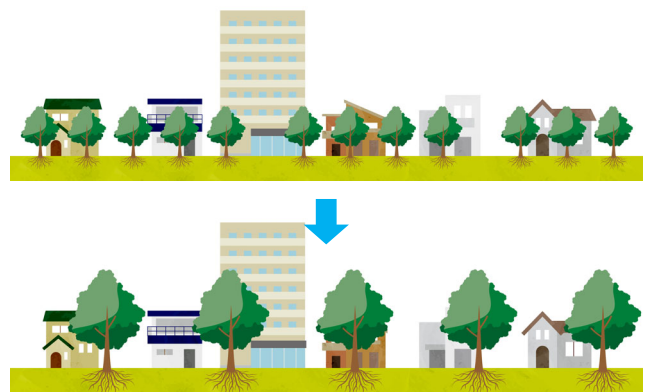


図 4-7 植栽間隔が狭い箇所の間伐の再配置



巡検道線（緑豊かなシンボルロード）

重点施策3 公園の更新（改良）（個別施策2-3-（2））

- ・グリーンインフラを意識した公園整備
公園の新設や更新の機会に合わせて、浸水対策・水循環の再生を目的とした雨水浸透ますの設置、透水性舗装の園路などの整備による雨水の貯留浸透機能の向上及び暑熱環境の改善を図ることで、気候変動に適応した減災、環境改善の取組を推進します。
- ・ユニバーサルデザインの導入
多様な世代の人やハンディキャップを持つ人が同時に楽しめるようにユニバーサルデザインに配慮した整備を進めながら、障がいの有無にかかわらず、全てのこどもたちが安全に、一緒に楽しむことができるインクルーシブな公園としての要素の導入を検討します。
- ・安全性の向上と老朽施設の更新
整備から40年が経過し、老朽化している公園の遊具や照明施設、舗装などの公園施設を更新し、事故防止と快適性を確保します。
- ・多世代交流の場づくり
こども向け遊具だけでなく、地域に適した、幅広い世代のかたが利用できる健康遊具や座りやすいベンチ、ゆったりくつろげる芝生広場などを配置します。
- ・地域ニーズに応じた機能再編
ワークショップやアンケートを通じて地域住民の声を反映した空間づくりを進め、公園への愛着心を高め、地域との協働による整備後の公園活用や公園の維持管理につながるようにします。
- ・防災機能の強化
地域の防災対策の状況や公園規模などに応じて、災害時の一時避難場所として利用できるように、防災関連施設であるかまどベンチなどの設置を推進します。
- ・季節、イベント対応型の柔軟性を持つ空間づくり
地域で自主的な活動として花壇やイルミネーション、マルシェの開催など、季節ごとの集客力を高めるイベント対応が可能な柔軟性を持った空間づくりを進めます。
- ・統廃合による集約整備
利用状況、立地条件、地域ニーズを踏まえ、ちびっ子広場の統廃合や再編について検討します。



東栄公園



旭台第1号公園

重点施策4 民有地の緑の育成（個別施策2-4-（1））

- ・公園都市にふさわしい緑豊かな居住環境の形成に向けて、開発指導要綱の見直しや緑化指導の強化などの検討を行います。特に緑の減少が著しい市街化区域において緑化の促進を図るために、緑化の効果や重要性などの情報を発信します。また、駐車場緑化、空地緑化などの民有地緑化助成制度の活用を促進し、情報発信に努めます。
- ・本市の市街化区域の緑被率は令和3（2021）年度の国土数値情報のデータでは4.2%となっており、市街化区域の緑化推進が必要であり、市街化区域全域で民有地の緑の育成を促進することとします。
- ・緑の将来都市像で示した緑の軸である巡検道線及び瀬戸新居線は、街路樹の維持管理において重点的に取り組む路線であり、今後は街路樹に加えて、沿道の民有地における緑化の強化にも力を入れていきます。街路樹と民有地の緑が一体となることで、まとまりのある緑の空間が形成され、地域全体の緑の質が向上し、より豊かな景観が創出されます。
- ・緑の機能や効果に係る紹介や情報の提供と併せて草花の種や苗木の配布などを検討します。
- ・一定規模以上の工場等を新設又は変更する際には、工場立地法に基づく届出により緑地の確保を進めており、引き続きその制度を活用しながら、緑化の質の向上や周辺環境との調和に向けた取組を推進していきます。

コラム 工場緑化のメリット

工場緑化のメリットは以下の通りです。

- ・SDGs や ESG 投資に対して企業のイメージづくりが向上する
- ・従業員のストレス解消や仕事の効率化、生産性の向上
- ・木陰や樹木の被覆による夏の遮熱や冬の保温
- ・ヒートアイランド現象の緩和 ・防塵、騒音の軽減
- ・地域住民との交流や景観提供など、CSR 活動にもつながります。

多様なメリットがあるため、『工場緑化』は積極的に採用することがおすすめです。



全国みどりの工場大賞
National Award for Greenery Factory

経済産業省では、工場立地と周辺地域の生活環境の調和という工場立地法の精神を踏まえ、工場緑化の取組の啓発、促進を図るため、昭和57年から、毎年、工場緑化に顕著な功績のあった工場を表彰する「緑化優良工場等表彰（通称「全国みどりの工場大賞」）を実施しています。（資料：一般財団法人日本緑化センターHP）

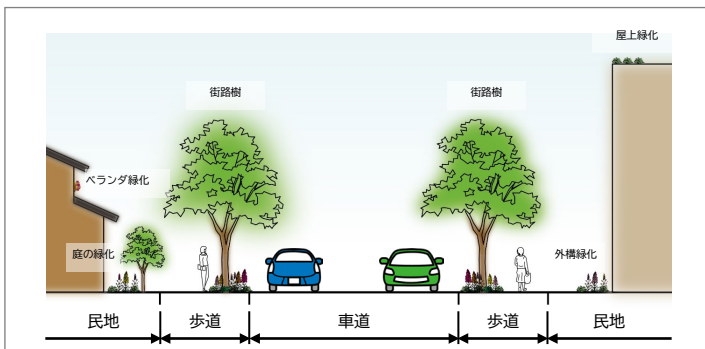


図4-8 民有地緑化のイメージ

凡 例	
	住区基幹公園（近隣・地区公園）
	都市基幹公園（総合公園）
	大規模公園（広域公園）
	緑地・緑道
	街路樹のある道路
	ウォーキングコース
	市街化区域
	河川・水路・ため池

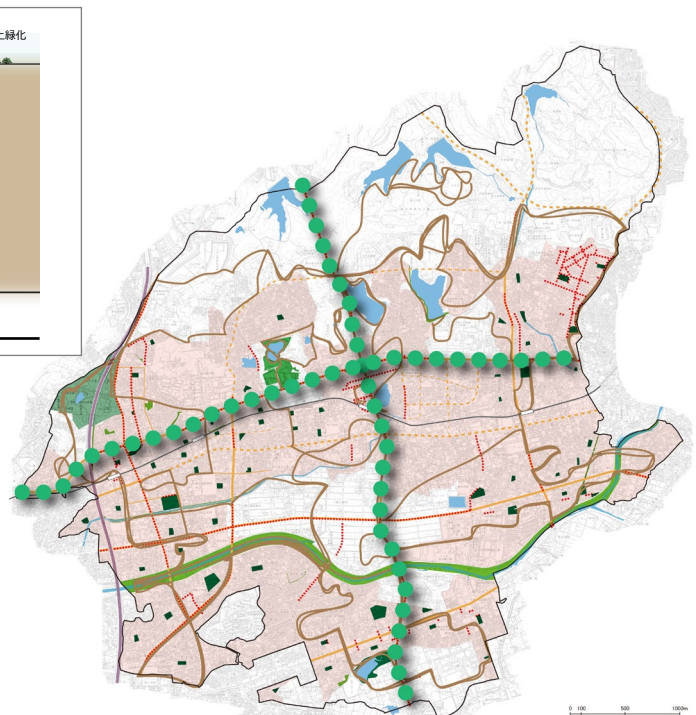


図4-9 民有地緑化促進区域図

重点施策5 公園の魅力の向上（個別施策3-1-（1））

- ・街区公園や近隣公園などの身近な公園では、住民同士による利用調整や公園愛護会による柔軟な公園利用を促進し、魅力ある公園づくりを進めます。地域住民が公園を積極的に利用し、楽しめる環境を整えることで、公園への愛着の醸成を図ります。
- ・矢田川河川緑地は、遊歩道づくりの当初から市民協働により事業を展開してきており、市民向けのウォーキング大会や自転車道の整備など多様な取組が行われています。矢田川は緑の環境軸であり、より一層の活用をめざし、矢田川の魅力を活用できるようなイベント（例：市制55周年記念事業矢田川らくがきフェスティバルなど）を実施し、また、矢田川河川緑地の魅力活用のため、自転車道整備、駐車場整備を進め、市民との協働により矢田川の活用を増進していきます。
- ・城山公園や維摩池などにおいては、Park-PFI 事業の導入可能性を探るため、事業者へのサウンディングやヒアリングを実施し、公園の利用促進と活性化方策を検討します。あわせて、その他の公園も含め、事業者などによるキッチンカーやマルシェの開催など、柔軟な運用を視野に入れたトライアル事業の実施を検討し、公園・緑地の利活用を促進します。



矢田川らくがきフェスティバル



矢田川自転車道（イメージ）



図 4-10 矢田川自転車道整備計画図

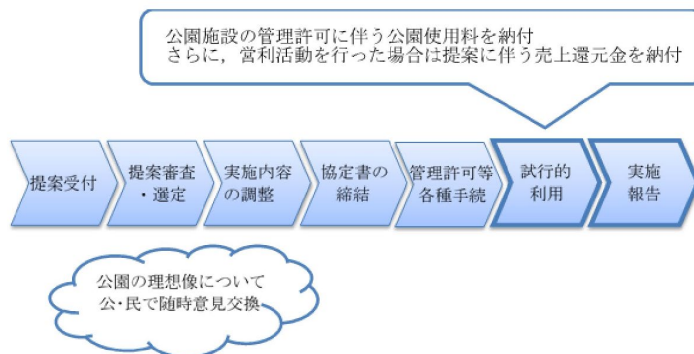
コラム

トライアル事業

京都市では、都市の魅力、活力、憩いを生み出す貴重な空間である公園を最大限に利活用し、その魅力や利便性を高めていくため、民間企業などを公募のうえ、社会実験として、柔軟な発想で公園の試行的利用を行う「公民連携公園利活用トライアル事業」（おそとチャレンジ）を推進しています。



事業の流れ



(資料：京都市 HP)

第5章❖ 計画の進行管理方法

1 推進体制

本市の緑のまちづくりの基本理念「緑でつなぐ 笑顔あふれる 公園都市」の実現に向けては、市民、市民団体、民間事業者、行政がめざすべき方向性と各主体の役割を互いに理解し、共感しながら協働し、計画を推進していくことが大切です。

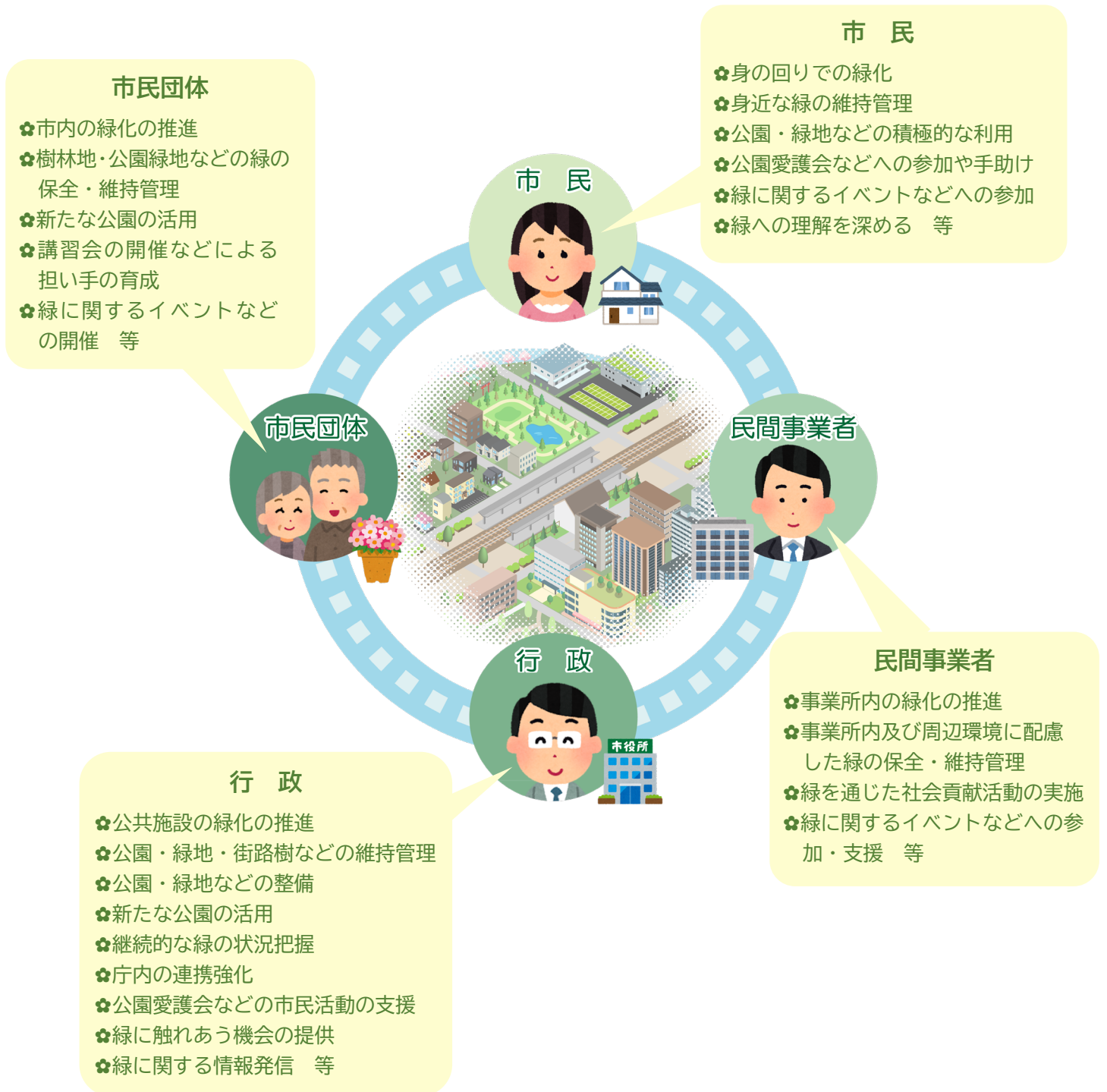


図5-1 推進体制のイメージ

2 計画の進行管理

本計画を着実に実践していくためには、目標とする姿の実現状況や重点施策の実施状況を定期的に把握し評価するとともに、適切な見直しを図っていくことが大切であるため、本計画では、計画（Plan）、実行（Do）、確認・評価（Check）、改善・見直し（Action）のPDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

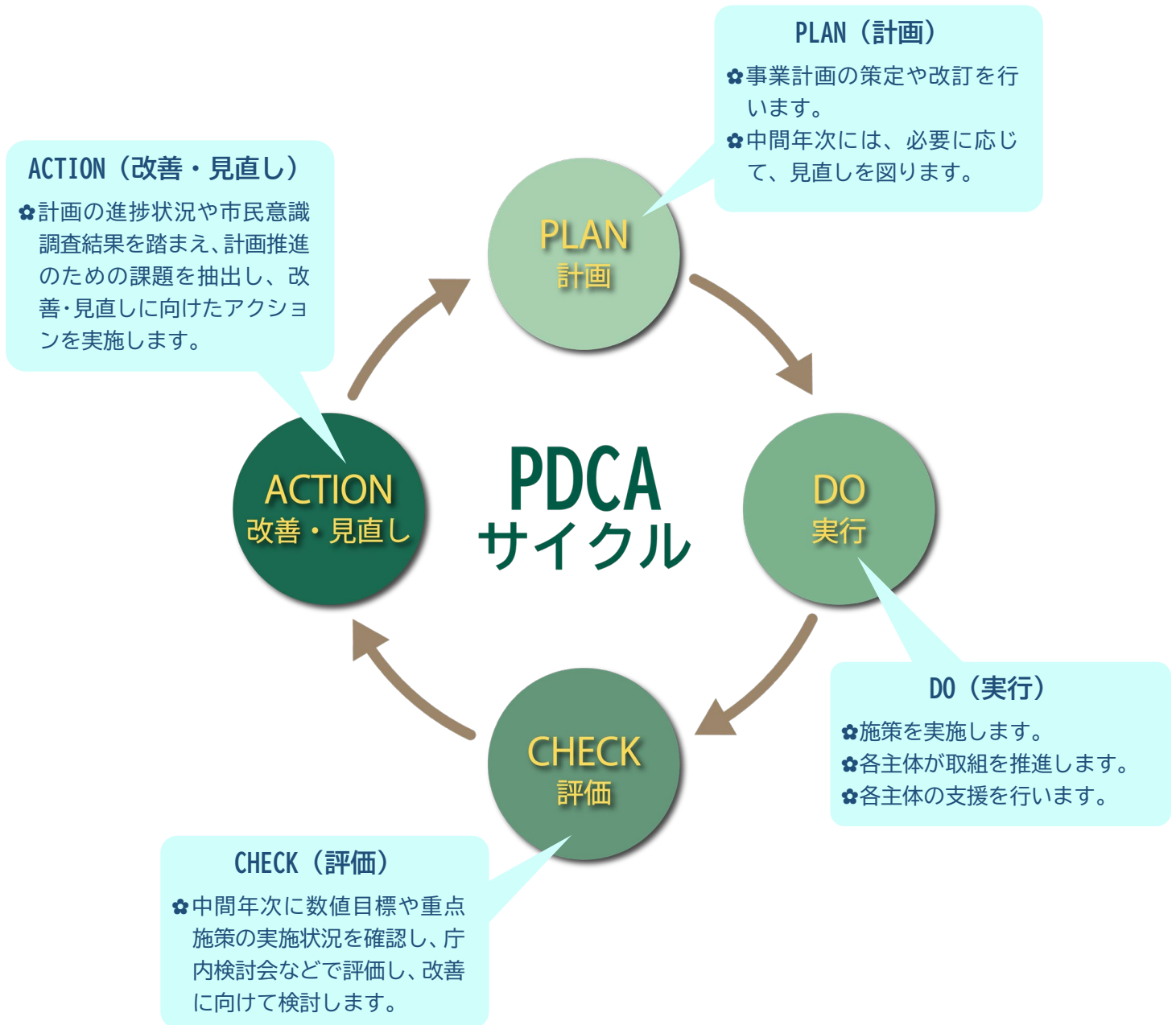


図 5-2 PDCA サイクル

第三次尾張旭市 緑の基本計画

発行 尾張旭市
編集 都市整備部 公園農政課
〒488-8666 愛知県尾張旭市東大道町原田 2600-1
TEL 0561-76-8161 (直通)
FAX 0561-52-3339
URL <http://www.city.owariasahi.lg.jp>

第三次尾張旭市 緑の基本計画

～緑でつなぐ 笑顔あふれる 公園都市～



尾張旭市